

# 吹田市多文化共生推進アクションプラン

令和6年（2024年）3月



# 目次

## 第1章 アクションプラン策定にあたって

1 策定趣旨	1
2 位置付け（指針とアクションプランの関係性）	2
3 計画期間	3
4 推進体制	3

## 第2章 吹田市の現況と課題

1 統計データ	4
2 アンケート結果概要	13
3 アドバイザー委員からの意見概要	14
4 課題整理	15

## 第3章 取組内容等

1 施策体系	16
2 取組内容	18

## 参考資料

1 アンケート結果	24
2 吹田市多文化共生推進アドバイザー会議設置要領	41
3 吹田市多文化共生推進庁内連携会議設置要領	43
4 在留資格一覧	45



# 第1章 アクションプラン策定にあたって

## 1 策定趣旨

本市では、平成 29 年（2017 年）に「吹田市多文化共生推進指針」を策定し、これまで公益財団法人吹田市国際交流協会（以下「SIFA」という。）等関係団体と連携しながら事業・施策を実施してきました。指針策定後は社会情勢の変化に伴い、平成 30 年（2018 年）12 月には、出入国管理及び難民認定法が改正され（平成 31 年（2019 年）4 月施行）、新たな在留資格（特定技能 1 号及び 2 号）が創設されるなど、全国的に外国人材の受入が加速しています。

これを受け、平成 30 年（2018 年）12 月には関係閣僚会議において、増加する外国人材と日本人が安心して暮らせる共生社会を実現するため、医療・保健・教育等生活の様々な場面を想定した 100 を超える具体的施策を盛り込んだ「外国人材の受入れ・共生のための総合対応策」を取りまとめました。（※以降毎年度改訂）

また総務省は、外国人の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会情勢の変化に対応するため、令和 2 年（2020 年）9 月に「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18 年（2006 年）策定）を改訂しました。

本市においても同様に、近年の新型コロナウイルス感染症の流行により抑えられていた外国人等<sup>※1</sup>の流入や多国籍化が進み、それに伴い相談支援内容が多様化・複雑化していること、更に令和 7 年（2025 年）の大阪・関西万博を契機に多くの外国人が本市に訪れ、機運醸成や交流を目的とした事業の実施も想定されることから、庁内の関係部署や外部機関との連携の必要性がこれまで以上に高まっています。

これら社会情勢の変化等に対応しながら効果的な事業を行うためには、関係部署等と多文化共生推進施策の目的や方向性を共有するなど、横の連携や計画的な進捗管理が必要であることから、「吹田市多文化共生推進アクションプラン」を策定することとしました。

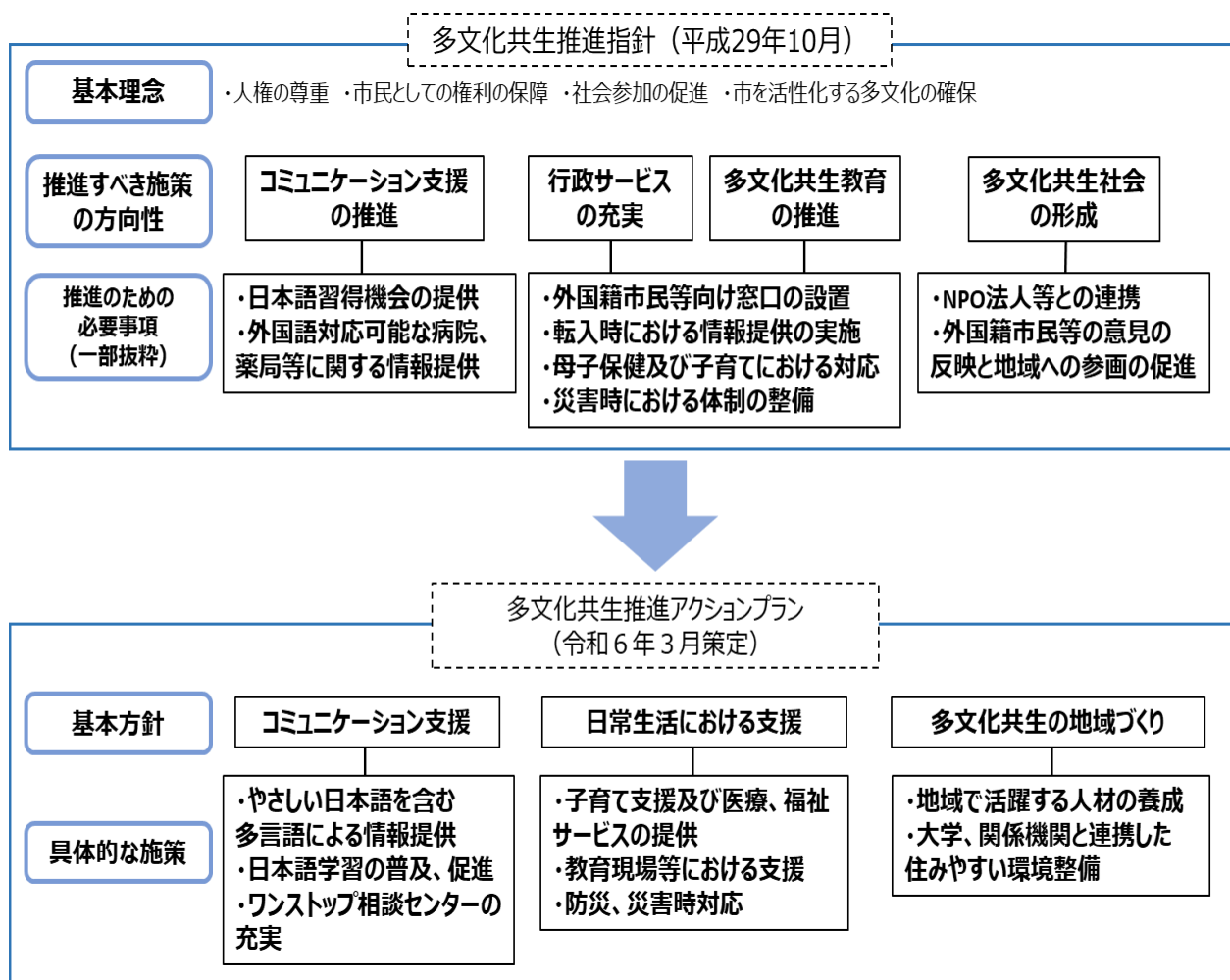
（※1）本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民に加え、日本国籍であっても国際結婚により生まれた子や、海外からの帰国者等でアイデンティティを異なる文化に持つ市民のこと。

## 2 位置付け（指針とアクションプランの関係性）

吹田市多文化共生推進指針の基本的な考え方をベースに、指針策定時にはなかった新たな取組の視点などを加えた形でアクションプランとして落とし込み、施策体系や取組の具体化・見える化を図ることで、関係室課において事業レベルでの連携促進等を図るものとなりました。

具体的には、以下のとおりです。

- ・「基本理念」及び「推進すべき施策の方向性」 → 3つの「基本方針」として整理
- ・「推進のための必要事項」 → 「具体的な施策」として整理・具体化



### 3 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とし、情勢の変化等必要に応じて令和8年度（2026年度）に中間見直しを行うことも検討します。

### 4 推進体制

吹田市多文化共生推進アクションプランを推進するに当たり、学識経験者等を委員とする「吹田市多文化共生推進アドバイザー会議」において意見をいただきながら、庁内各関係部署の職員で構成する「吹田市多文化共生推進庁内連携会議」において連絡調整し、多文化共生に係る施策を推進します。

#### 吹田市多文化推進アドバイザー会議

○委員

- ・学識経験者（2名）
- ・吹田商工会議所が推薦する者（1名）
- ・公益財団法人吹田市国際交流協会が推薦する者（1名）
- ・多文化共生に関わる活動を行う者（1名）

○目的・内容

多文化共生に係る施策を推進するに当たり、施策等の進捗状況等について情報を共有し、必要な意見又は助言を聴取する。

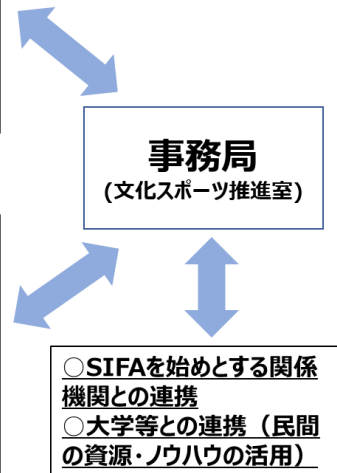
#### 吹田市多文化共生推進庁内連携会議

○委員

- ・関係室課の課長級以上職員（14名）  
（危機管理室、市民課、人権政策室、文化スポーツ推進室、子育て政策室、保育幼稚園室、福祉総務室、高齢福祉室、成人保健課、母子保健課、都市計画室、学務課、学校教育室、放課後子ども育成室）

○目的・内容

多文化共生に係る施策を推進するに当たり、庁内における連絡調整を図り、必要な事務を総合的かつ効果的に実施する。

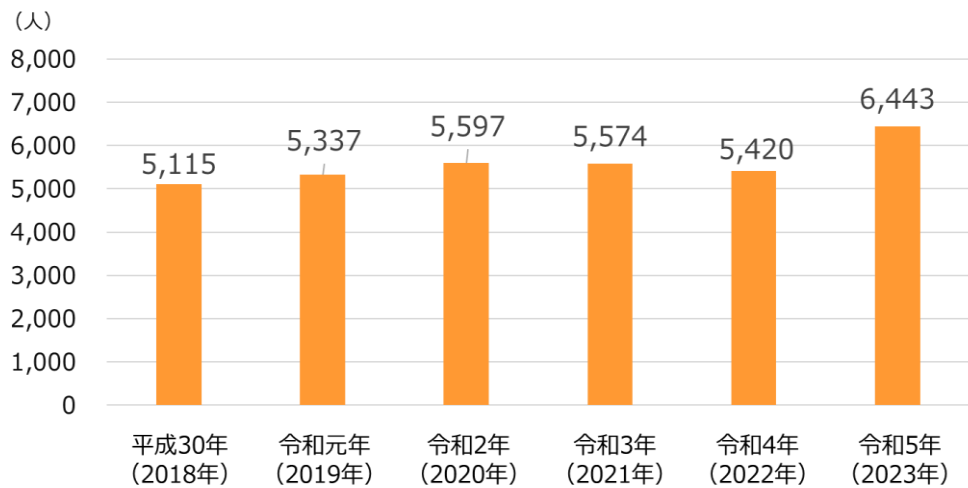


## 第2章 吹田市の現況と課題

### 1 統計データ

令和5年（2023年）4月1日時点での吹田市の外国人市民<sup>※2</sup>数は6,443人です。吹田市全体の市民数に占める割合は1.7%で、市民の約59人に1人が外国人市民です。令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しましたが、令和5年（2023年）には再び増加しています。

#### 【外国人市民数の推移】



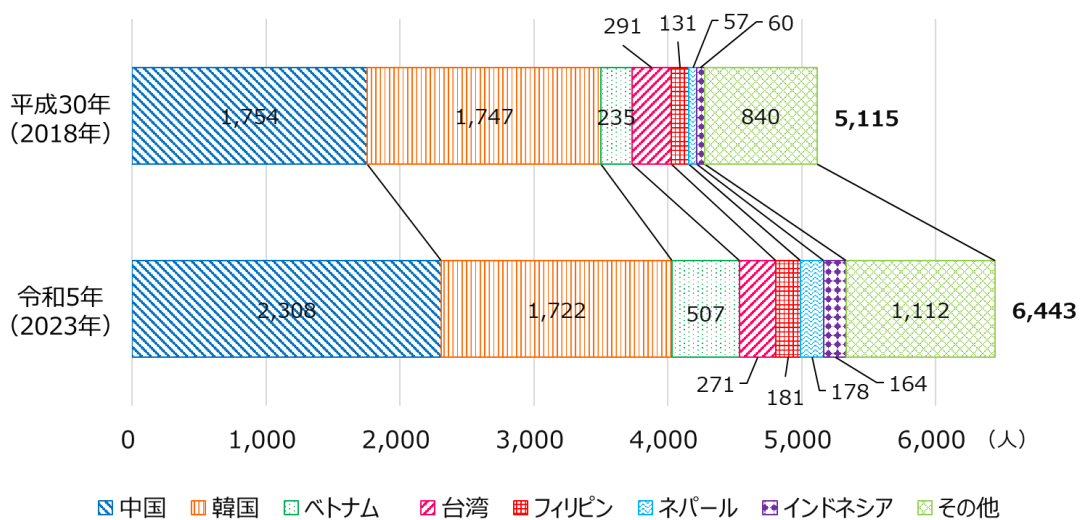
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（※2）本市の住民基本台帳に日本以外の国籍で登録している市民のこと。



国籍別にみると、中国が2,308人(35.8%)、と最も多く、以下、韓国、ベトナム、台湾、フィリピン、ネパール、インドネシアと続いており、上位7か国で全体の80%以上を占めています。また、ベトナム、ネパール、インドネシアは平成30年(2018年)から令和5年(2023年)までの5年間で2倍以上増加しています。また、平成30年(2018年)の77か国と比較して、令和5年(2023年)では95か国と多国籍化しています。

【外国人市民数の推移/国籍別】



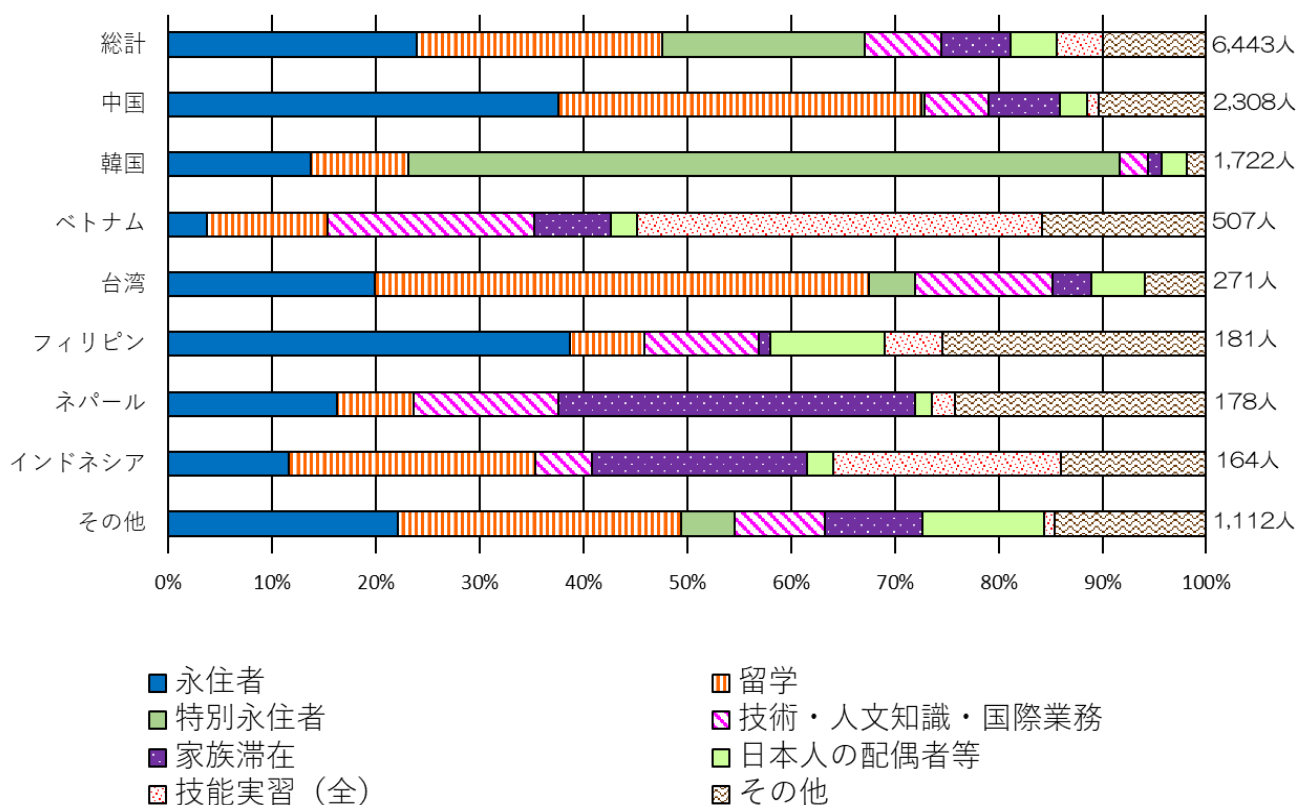
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

外国人市民の在留資格で最も多いのは「永住者」で 1,542 人（23.9%）です。「永住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」等の在留資格は身分に基づく在留資格であり、日本人と同じように生活の基盤を持ち定住している人たちが全体の約半数を占めています。また、「永住者」に次いで多い在留資格が「留学」で 1,525 人（23.7%）です。吹田市は、市内に 5 大学 1 研究機関があるため、全国（9.7%）<sup>※3</sup>と比較して高い割合となっています。

国籍ごとに在留資格の割合もそれぞれ異なり、従来から吹田市に多い中国・台湾は「永住者」、「留学」、韓国は「特別永住者」が多く、近年増加傾向にあるベトナムやインドネシアは「技能実習」、ネパールは「家族滞在」が多くを占めていることが分かります。

そのほか、在留資格で特徴的なものを挙げると、「介護」はベトナムが全体の 81.8%（18 人）を、「高度専門職」は中国が全体の 76.0%（57 人）を、「技能」はネパールが全体の 50.0%（29 人）を占めています。

【外国人市民の在留資格割合/総数・国籍別】



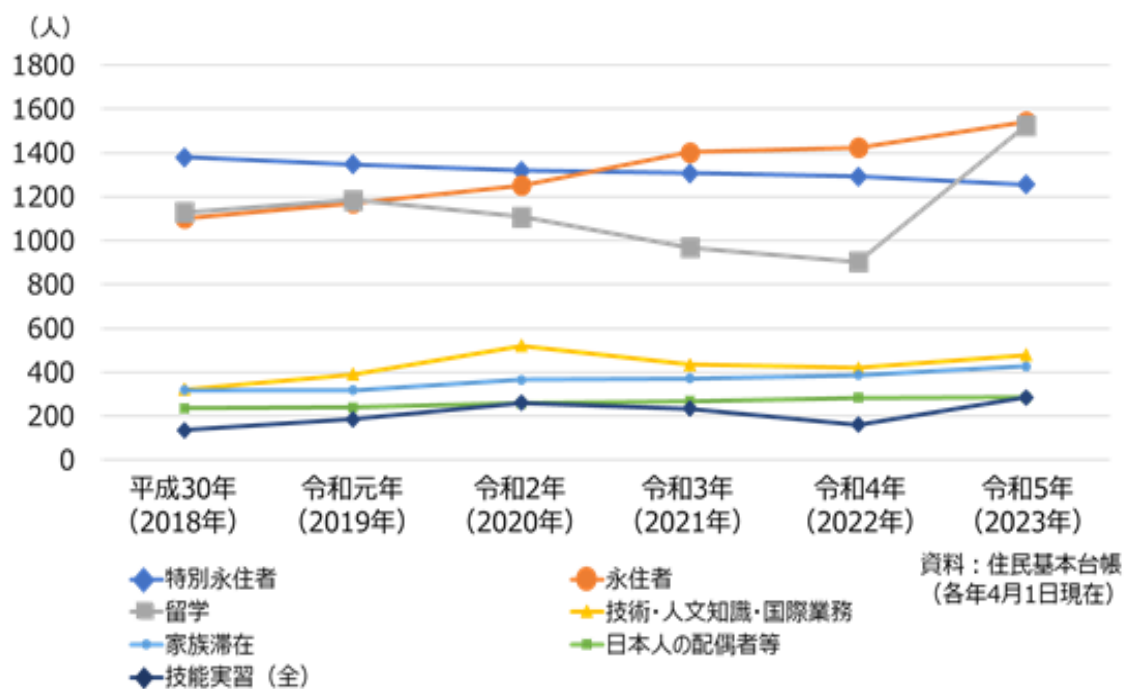
資料：住民基本台帳（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在）

（※3）在留外国人統計（令和 4 年（2022 年）12 月末現在）

在留資格について近年の推移をみると、「永住者」は増加傾向にあり、反対に「特別永住者」は減少傾向にあります。

「留学」や「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年（2020年）頃から減少していましたが、令和5年（2023年）には増加に転じています。

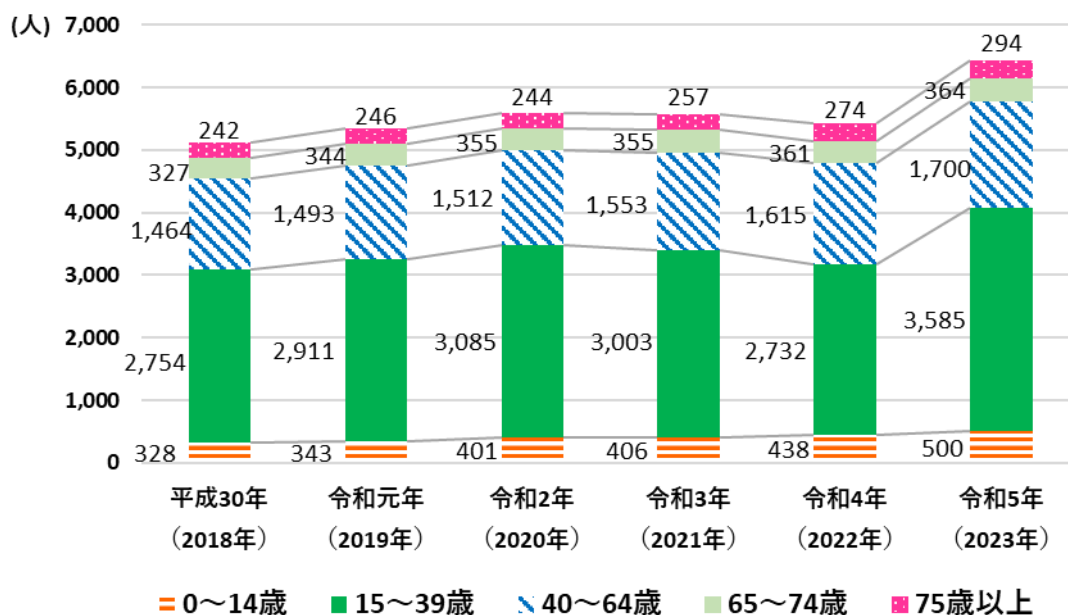
【外国人市民数の推移/在留資格別】



年齢区分ごとの推移をみると、15歳～39歳の区分以外は、外国人市民数の増減に関わらず年々増加しています。その中でも、子育て支援が必要な0～14歳の年少人口は、平成30年（2018年）から令和5年（2023年）の5年間で約1.5倍に増加しています。

15歳～39歳は令和3年（2021年）、令和4年（2022年）に減少し、令和5年（2023年）に大きく増加しています。これは、「留学」等の在留資格が新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたことによるものと考えられます。

【外国人市民数の推移/年齢区分別】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

地域ごとに見ると、外国人市民割合は千里ニュータウン・万博・阪大地域が最も高く2.3%（1,757人）となっています。次いで千里山・佐井寺地域が1.9%（1,192人）、JR以南地域が1.9%（645人）と続いています。

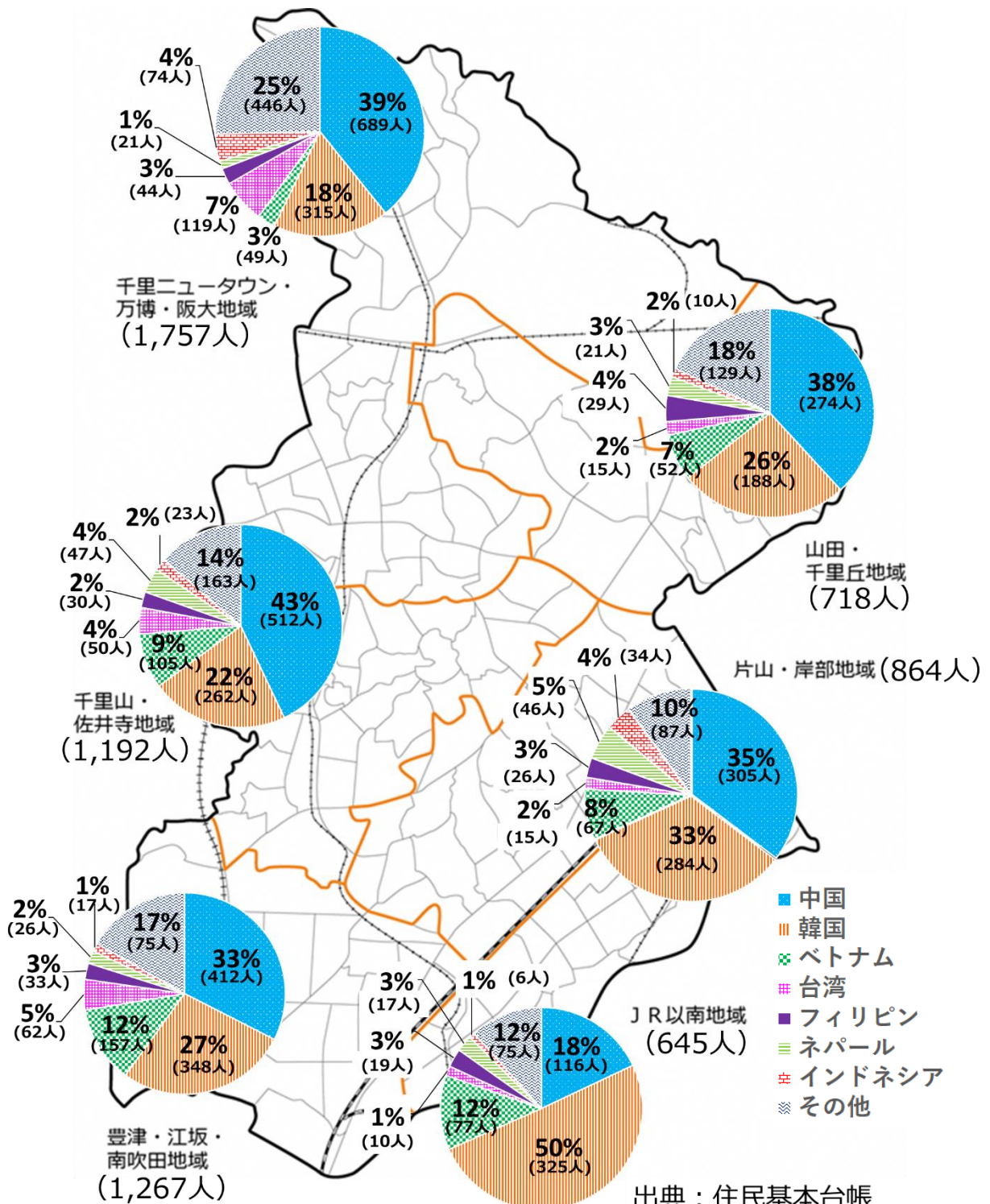
【6ブロック別外国人市民数及び割合/国籍別】

地域		千里ニュータウン・万博・阪大	山田・千里丘	千里山・佐井寺	片山・岸部	豊津・江坂・南吹田	JR以南	総計
人口総数（人）		75,751	83,287	61,921	54,345	71,761	34,173	381,238
市 外 国 人	総数（人）	1,757	718	1,192	864	1,267	645	6,443
	割合	2.3%	0.9%	1.9%	1.6%	1.8%	1.9%	1.7%
国 籍 別 の 内 訳	中国	689	274	512	305	412	116	2,308
	韓国	315	188	262	284	348	325	1,722
	ベトナム	49	52	105	67	157	77	507
	台湾	119	15	50	15	62	10	271
	フィリピン	44	29	30	26	33	19	181
	ネパール	21	21	47	46	26	17	178
	インドネシア	74	10	23	34	17	6	164
	その他	446	129	163	87	212	75	1,112

資料：住民基本台帳（令和5年（2023年）4月1日現在）

JR 以南地域を除いた全ての地域で、中国が多いことが分かります。JR 以南地域は韓国が半数を占めています。

【6ブロック別外国人市民国籍割合】

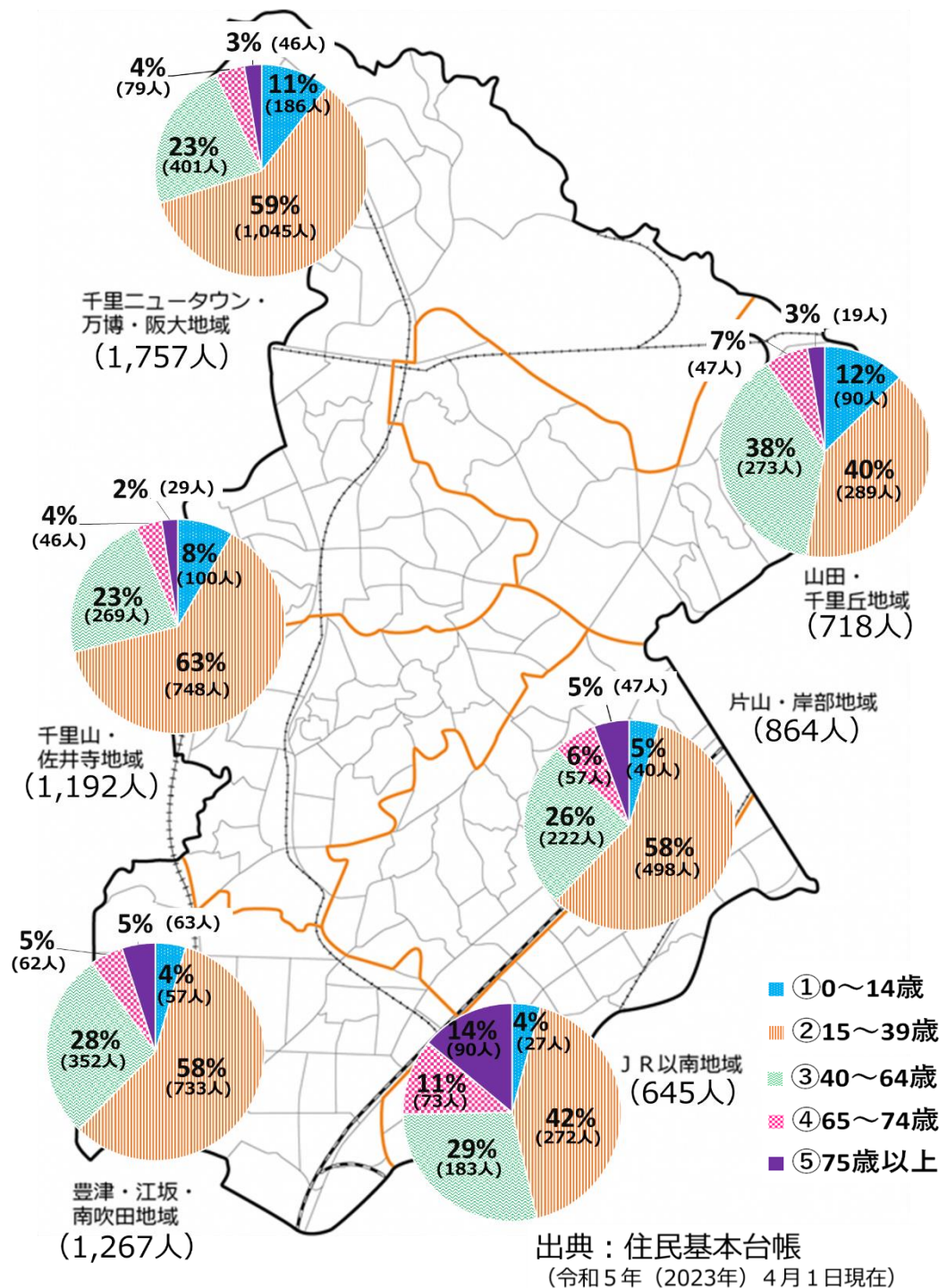


出典：住民基本台帳  
(令和5年(2023年)4月1日現在)

年少人口（0～14 歳）は、千里ニュータウン・万博・阪大地域で最も多く、次いで千里山・佐井寺地域で多いことがわかります。

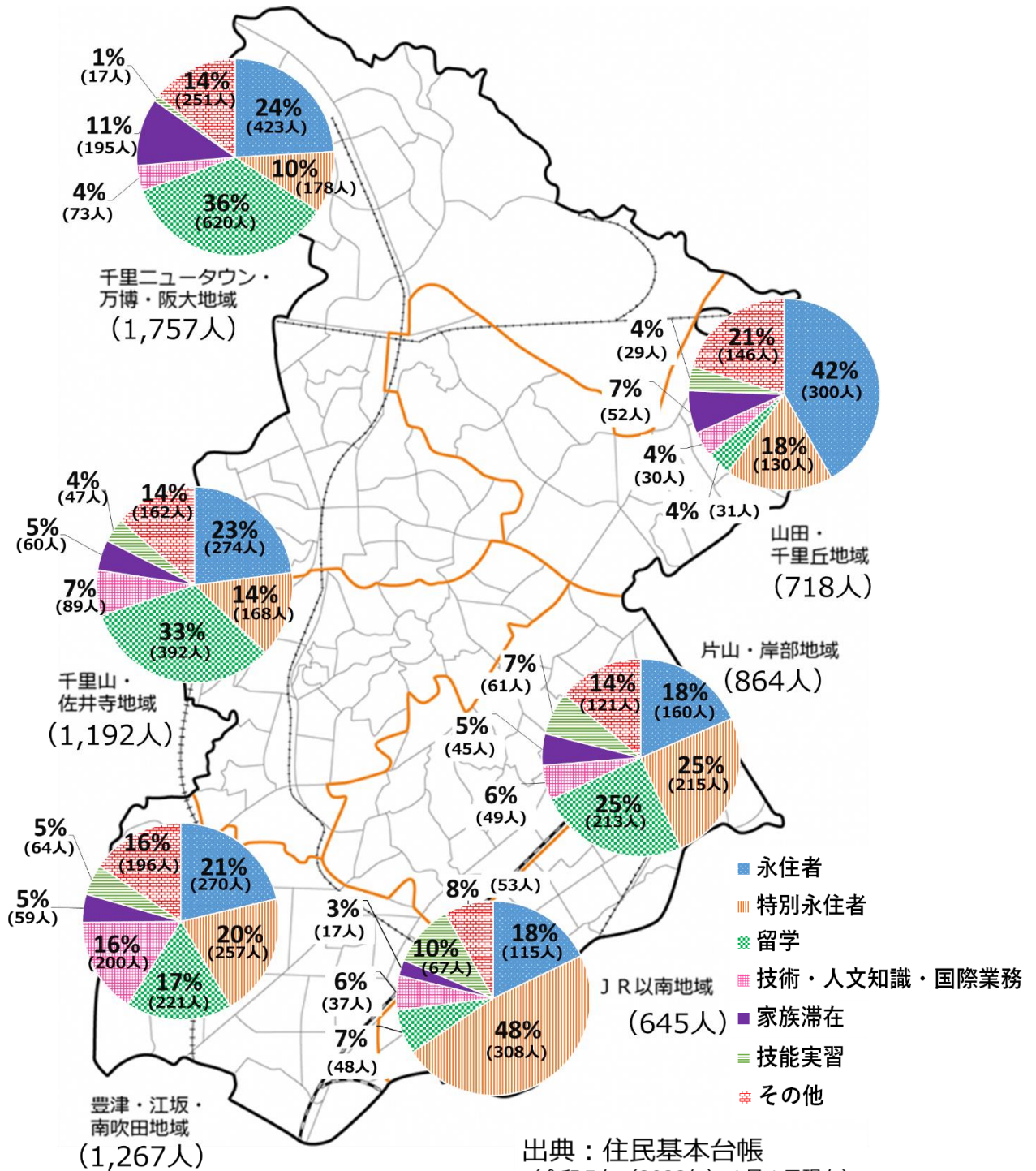
それに比べて、老年人口（65 歳以上）は、JR 以南地域で最も多く、次いで豊津・江坂・南吹田地域で多いことがわかります。

【6ブロック別外国人市民年齢区分割合】



千里ニュータウン・万博・阪大地域や千里山・佐井寺地域では、留学が多いことが分かります。また、山田・千里丘地域では永住者が多く、JR以南地域では特別永住者が多いことが分かります。

【6ブロック別外国人市民在留資格割合】





## 2 アンケート結果概要

外国人等の現状や、現在実施している外国人等への施策の状況等を把握するため、SIFA に市が委託している事業(多文化共生ワンストップ相談センター、日本語教室等)に参加した 18 歳以上の外国人等を対象にアンケートを実施しました。

- ・実施期間：令和5年（2023年）9月1日～11月30日
- ・有効回答数（N）：122件

### 【結果概要・主な意見】

#### （1）情報の入手方法について

普段の生活に必要な情報について、「日本語の勉強のこと」と回答したのは全体の約7割で、回答の約6割が日本に住んで3年未満の人でした。（N=122）情報発信を希望する言語について、「やさしい日本語」と回答したのは全体の約5割で、回答の約6割が日本に住んで3年未満の人でした。（N=122）

#### （2）地域での暮らしについて

吹田市での生活で困っていることや心配なことについて、「コミュニケーションの不自由さ」と回答したのは全体の約4割で、回答の約7割が日本に住んで3年未満の人でした。（N=95）

災害時の避難場所について、「知らない」と回答したのは全体の約4割で、回答の約7割が吹田市に住んで3年未満の人でした。（N=95）

#### （3）外国人支援サービスについて

市役所等の行政窓口で困ったことについて、5年以上日本に住んでいる人でも5割以上が「言葉が通じなかった」、「手続きがわからなかった」、「書類が日本語で書き方がわからなかった」と回答していることから、在住歴に関わらず、やさしい日本語を含む多言語による情報発信が必要です。（N=21）

利用したサービスの満足度については、いずれのサービスも8割以上が「非常に満足」、「満足」と好意的な意見でした。（N=54～90）

#### （4）多文化共生について

イベント参加等の日本人との交流については、30～39歳を除くすべての年齢区分で、5割以上が「交流している、または、したことがある」と回答し（N=2～

25)、回答の約2割の人の在留資格は、日本人の配偶者等でした。(N=53)

ボランティア活動について、「ボランティア活動をしている、または、したことがある」と回答したのは全体の約2割で、回答の約4割の人の在留資格は、日本人の配偶者等でした。(N=95) また、「ボランティア活動をしたことはないが、今後やってみたい」と回答したのは全体の約8割であったことから、外国人等が活躍できる場の周知や提供が必要です。(N=95)

### 3 アドバイザー委員からの意見概要

---

#### 【子育て・教育】

外国にルーツを持つ子供の中には、日本語が話せない両親と学校での日本語教育の間で、言語や文化について悩んでいる状況があります。子供が自分の第一言語あるいは母語の背景となっている文化や社会を理解し、アイデンティティの揺らぎを解消するため、日本語教育だけでなく、母語・母文化の支援が必要です。

#### 【福祉・介護】

永住者の増加に伴い、将来的な高齢者数も増加することから、今後、親の介護や看取りに関する相談、介護サービスの利用等に当たっての課題が発生することが予想されます。

#### 【防災・災害時対応】

観光等による訪日外国人の増加に伴い、災害の知識や準備が全くない方が一定数存在するという認識の上で、事前の情報発信や災害時の公的支援を行える環境整備を進める必要があります。

#### 【留学生への支援】

留学生の多くは日本での就職に関心を持っており、吹田市の施策への関心もあります。大学としては就労・起業支援という形で定住・定着を含めたキャリアデザインを行っています。

#### 【多様性への理解】

多様な人材の定着は市のダイバーシティを高めることから、地域での多文化共生への理解を促進し、外国人等にとっても住みやすい環境の整備を進める必要があります。

## 4 課題整理

吹田市多文化共生推進アクションプランの策定に当たり、社会情勢の変化や本市の現況、アンケート結果等を踏まえ、今後の吹田市の多文化共生推進に向けた主な課題を次のとおり整理しました。

### (1) やさしい日本語を始めとした多言語対応及びコミュニケーション支援

外国人等の増加や多国籍化に伴い、行政窓口で「言葉が通じない」、「書類が日本語で書き方がわからない」等のコミュニケーションでの課題があります。そのため、日常でのコミュニケーション支援として、行政手続き等における通訳者派遣や、相談窓口での多言語対応を引き続き行う必要があります。

さらにアンケート結果からは、約5割がやさしい日本語での情報発信を希望していることから、やさしい日本語を含む多言語での情報発信をより充実させる必要があります。

### (2) ライフステージや生活の場面を意識した支援の推進

0歳から14歳の子供が増加傾向にあるため、学習支援と併せて自分のルーツを知る機会や場の提供など、SIFAや大学等の関係機関と連携しながら支援する必要性が高まっています。

また、将来高齢者が増加することを見据え、介護・福祉サービス利用に伴う課題対応が必要になることが想定されます。

さらにアンケート結果からは、約4割の人が避難場所を知らないことから、防災や災害対応に関する周知や避難所等での外国人対応策等を検討する必要があります。

### (3) 多様性に対する相互理解及び外国人等の地域への参画促進

アンケート結果から、約8割が今後ボランティア活動をしてみたいと回答したことから、様々な行政サービスの提供に加え、外国人等が地域で活躍できる場の提供や、多文化共生への理解の促進など、大学・関係機関等との連携による住みやすい地域づくりが必要です。

上記の主な課題への対応策など、具体的な取組等について体系的にとりまとめ、市や関係機関などが連携・協力しながら推進していくことが必要です。

## 第3章 取組内容等

### 1 施策体系

本アクションプランにおける施策の推進体系について、今後5年間で目指すすがたを「全ての市民が互いを尊重し、ともに生きることのできるまち」とし、外国人等と日本人市民の垣根を越えて、全ての市民が多様性を尊重し合えるまちを理想像として掲げました。更にその実現に向けて3つの基本方針を掲げ、基本方針にはそれぞれ具体的な施策をひも付けました。

目指すすがた	基本方針	具体的な施策
全ての市民が互いを尊重し、 ともに生きることのできるまち	1 コミュニケーション支援	(1) やさしい日本語を含む多言語による 情報提供 (2) 日本語学習の普及・促進 (3) ワンストップ相談センターの充実
	2 日常生活における支援	(1) 子育て支援及び医療・福祉サービスの 提供 (2) 教育現場等における支援 (3) 防災・災害時対応
	3 多文化共生の地域づくり	(1) 地域で活躍する人材の養成 (2) 大学、関係機関と連携した 住みやすい環境整備

また、アクションプランの達成度を進捗管理するため、評価指標を2種類設定し、令和10年度（2028年度）時点の目標を定めます。

評価指標	現状値	目標
	令和4年度（2022年度）実績	令和10年度（2028年度）
① やさしい日本語 <sup>※4</sup> で 発信した行政情報数	19件	増加
② ボランティア活動者数	延べ2,433人	増加

（※4）難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの。

## 【評価指標及び目標の考え方】

### ① やさしい日本語で発信した行政情報数

外国人数の増加や多国籍化が進む中、多言語での情報発信と併せて、日本語でのコミュニケーションが促進されることが理想的と考えます。やさしい日本語を活用し、わかりやすさに主眼を置いて丁寧に情報を整理することで、理解が難しい表現での情報発信に起因する外国人等からの問合せや対応が不要になることも期待されます。これらのメリットや必要性を多くの職員が理解し、やさしい日本語の活用が促進されることが望ましいことから、やさしい日本語で発信した行政情報数の増加を目標とします。

### ② ボランティア活動者数

SIFA では、同協会事業のほか地域での様々な活動に参加し、多様な交流機会の創出につながる人材の養成を、国籍を問わず行っています。外国人等の地域の様々な活動への参加は、地域課題の解決に協力するだけでなく、活動を通じて日本人市民<sup>※5</sup>との交流機会を創出することで、日本人市民の外国人等に対する理解を醸成し、多様性に対する意識を高める効果が期待できることから、ボランティア活動者数の増加を目標とします。

これら 2 種類の評価指標は事業の進捗度合いを管理するためのアウトプット指標のため、今後様々な事業を実施することにより外国人等の意識等がどのように変化したのかを確認するために意識調査を行い、その中でアウトカム指標の設定を検討する予定です。

(※5) 本市の住民基本台帳に日本の国籍で登録している市民のこと。

## 2 取組内容

### 基本方針1 コミュニケーション支援

行政情報発信におけるやさしい日本語の活用を始めとした多言語化の促進、外国人等の日本語習得支援及び多言語による窓口相談等を通じて、外国人等のコミュニケーションを支援します。

#### 【取組指標】

	取組指標	アンケート結果(参考) 令和5年度 (2023年度)	目標 令和10年度 (2028年度)	出典 (アンケート)
①	行政窓口で困ったことについて「言葉が通じなかった」と回答した割合	38.9%	減少	Q19
②	日本語教室について「非常に満足」、「やや満足」と回答した割合	95.4%	90%以上	Q20
③	吹田市多文化共生ワンストップ相談センターについて「非常に満足」、「やや満足」と回答した割合	94.4%	90%以上	Q20

#### 【目標の考え方】

取組指標	目標の考え方
①	コミュニケーションの第一の壁である「言葉が通じない」ことが減少することが望ましいことから、「減少」としました。
②、③	今後の外国人等の増加や多国籍化に伴い、現在の事業内容を多様化したニーズに応じて変更していく必要があります。仮に変更した場合でも、現状と同等の満足度を維持できることが望ましいことから、「90%以上」としました。

### 具体的な施策（1）やさしい日本語を含む多言語による情報提供

- やさしい日本語を基本に、市が発信する情報の多言語化を充実させます。
- 各種行政窓口等への通訳者派遣を実施し、利用者の手続きなどをサポートします。
- 外国人等が公共施設を安心して利用できるよう、やさしい日本語や多言語表記を活用した分かりやすい案内表示の整備を目指します。

主な取組	主な取組主体
やさしい日本語を基本とした行政情報の多言語化	全ての室課
行政機関での手続き・相談における通訳派遣の実施	
公共施設等の案内表示等の多言語表記	

### 具体的な施策（2）日本語学習の普及・促進

- 外国人等を対象に、日常生活に必要な日本語の学習機会を充実します。

主な取組	主な取組主体
日本語教室等の学習の場の提供	文化スポーツ推進室

### 具体的な施策（3）ワンストップ相談センターの充実

- 外国人等に対する情報提供や生活相談等、総合的なサポートを多言語で行います。

主な取組	主な取組主体
吹田市多文化共生ワンストップ相談センターでの総合相談	文化スポーツ推進室

## 基本方針2 日常生活における支援

外国人等が円滑に日常生活を送れるよう、転出入、入園・入学、教育及び医療等あらゆる生活の場面でのシームレスな支援を行います。

### 【取組指標】

取組指標		アンケート結果(参考) 令和5年度 (2023年度)	目標 令和10年度 (2028年度)	出典 (アンケート)
①	生活の困りごとで「出産・育児」と回答した割合	5.3%	10%以下	Q15
②	生活の困りごとで「介護・福祉サービスの利用」と回答した割合	5.3%	10%以下	Q15
③	生活の困りごとで「子供の教育」と回答した割合	12.6%	10%以下	Q15
④	災害時の避難場所を「知らない」と回答した割合	35.8%	減少	Q17

### 【目標の考え方】

取組指標	目標の考え方
①、②、③	今後の外国人等の増加や多国籍化に伴い、現在の支援内容を多様化したニーズに応じて変更していく必要があります。仮に変更した場合でも、現状と同等の状態を維持できることが望ましいことから、「10%以下」としました。
④	災害時の避難場所を知らない人が減少することが望ましいことから、「減少」としました。



### 具体的な施策（1）子育て支援及び医療・福祉サービスの提供

- ・子育てや医療等、必要な情報の多言語発信や通訳、翻訳機器の活用によるサポートに加え、外国人等を対象とした子育て世帯の交流の場の提供等を行います。

主な取組	主な取組主体
病院通訳、健康診断等の通訳派遣の実施	文化スポーツ推進室、
外国人等保護者の交流の場の提供	SIFA

### 具体的な施策（2）教育現場等における支援

- ・日本語の指導を必要とする児童、生徒に対し、SIFA や大学と連携しながらニーズやレベルに応じた学習支援を行います。放課後における児童・生徒の居場所づくりも併せて行います。

主な取組	主な取組主体
学習支援の実施	学校教育室
教育現場以外での学習支援・居場所作りの実施	文化スポーツ推進室

### 具体的な施策（3）防災・災害時対応

- ・地震や津波等が起きた際の基礎的な対応から、各地域の避難所等についての情報提供や訓練の参加を促します。
- ・ピクトグラムの活用等、避難所の円滑な運営につながる手法について検討します。

主な取組	主な取組主体
多言語版防災ブックの作成・更新	危機管理室、
防災訓練や防災講座等の実施	文化スポーツ推進室

### 基本方針3 多文化共生の地域づくり

様々な背景、違いを認め合い、ともに暮らす多文化共生社会について考え、相互理解を深められるようイベントや講座などを開催します。また、就労や地域での活動等、外国人等の活躍の場を増やすために、大学・関係機関との連携強化を進めます。

#### 【取組指標】

取組指標		アンケート結果(参考) 令和5年度 (2023年度)	目標 令和10年度 (2028年度)	出典 (アンケート)
①	日本人との交流を「している、又はしたことがある」と回答した割合	55.8%	増加	Q21
②	ボランティア活動を「している、又はしたことがある」と回答した割合	14.7%	増加	Q22

#### 【目標の考え方】

取組指標	目標の考え方
①	日本人と交流をしている、又はしたことがある人が増加することが望ましいことから、「増加」としました。
②	ボランティア活動をしている、又はしたことがある人が増加することが望ましいことから、「増加」としました。

### 具体的な施策（1）地域で活躍する人材の養成

- ・外国人市民や多文化共生に関心のある市民、海外経験の豊富な市民などが地域等で活躍できるよう、養成講座を実施します。
- ・多文化共生社会に対する職員の意識を高め、外国人等への行政サービスの充実を図るために、研修等を開催します。

主な取組	主な取組主体
地域で活躍する人材を養成する講座の実施	文化スポーツ推進室
職員向け多文化共生研修の実施	

### 具体的な施策（2）大学・関係機関と連携した住みやすい環境整備

- ・多文化共生講座等のイベントの開催、SNS 等での情報発信を通じて、多文化共生に対する市民理解を深めます。
- ・専門家相談やセミナーの開催、ビジネスパートナーとのマッチングなど、就労支援、起業支援を継続します。
- ・言語や文化の異なる外国人等の定住・定着により多様性を高め、住まう誰もが自己だけでなく他者も尊重できるまちを目指します。

主な取組	主な取組主体
多文化共生講座等の開催	文化スポーツ推進室
国際理解事業の実施	学校教育室
就労支援・起業支援	地域経済振興室

## 参考資料

### 1 アンケート結果

外国人等の現状や、現在実施している外国人等への施策の状況等を把握するため、アンケートを実施しました。

#### (1) 調査対象

吹田市国際交流協会（SIFA）に市が委託している事業（多文化共生ワンストップ相談センター、日本語教室等）に参加した 18 歳以上の外国人等

#### (2) 調査方法

インターネットによる回答

#### (3) 調査期間

令和5年（2023年）9月1日（金）～11月30日（木）

#### (4) 回答数

有効回答数 122 件

#### (5) 調査票対応言語

やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語

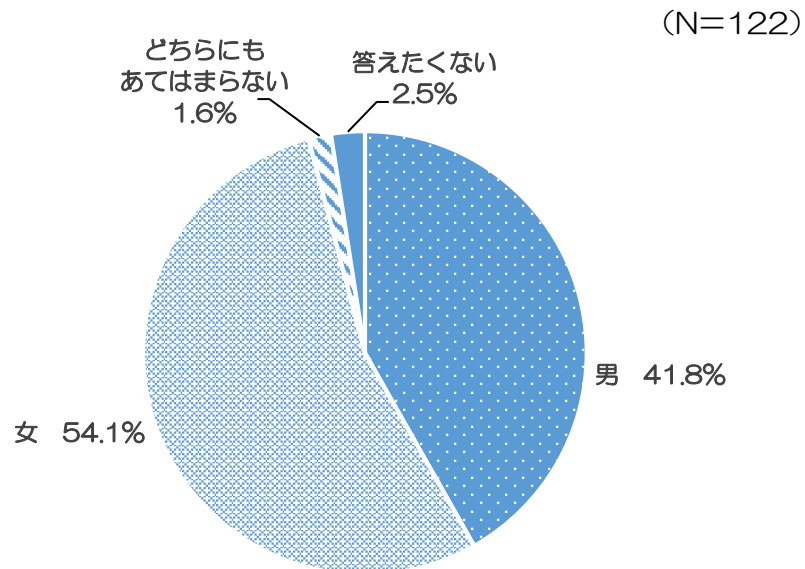
#### (6) 調査結果の見方・留意点

- ・回答比率（％）は回答者数（N）を 100％として算出し、原則、小数点以下第2位を四捨五入して表示しており、その結果、内訳の合計が 100％に一致しないことがあります。また、複数の回答を求める設問では、回答比率（％）の計は 100％を超えます。

## 1 あなたについて

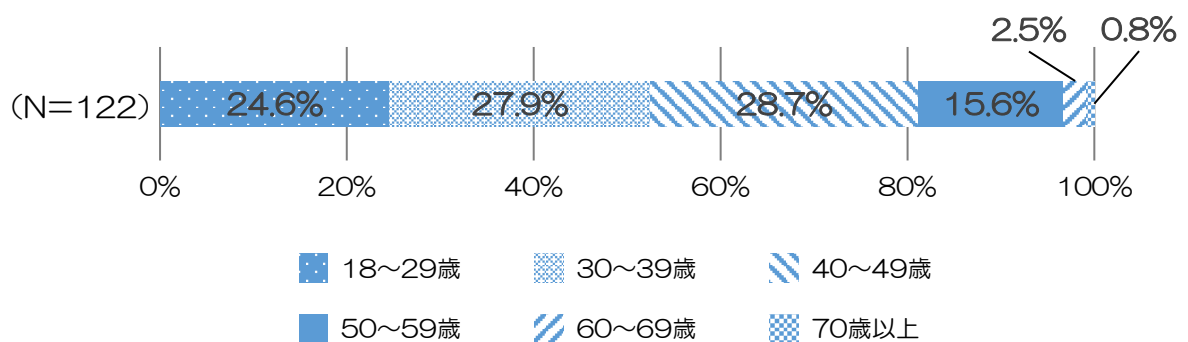
Q1. あなたの性別を教えてください。(1つ選んでください)

「男」が41.8%、「女」が54.1%、「どちらにもあてはまらない」が1.6%、「答えたくない」が2.5%となっています。



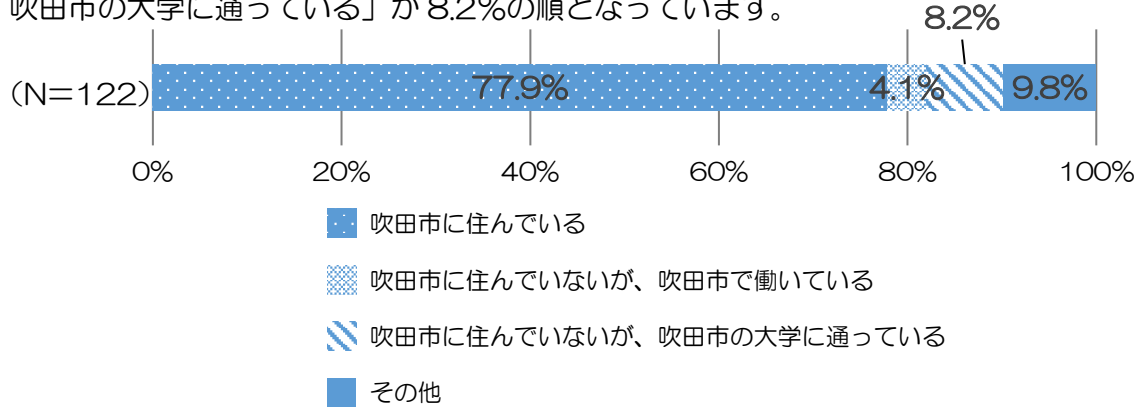
Q2. あなたの年齢を教えてください。(1つ選んでください)

「40~49歳」が28.7%と最も高く、次いで「30~39歳」が27.9%、「18~29歳」が24.6%の順となっています。



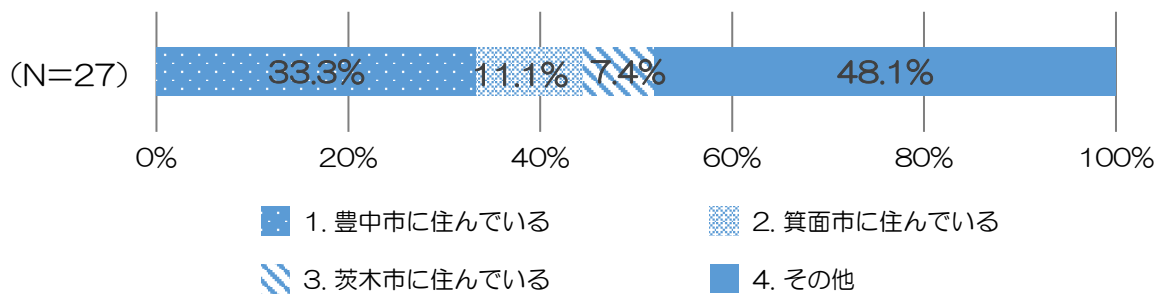
Q3-1. あなたは吹田市に在住・在勤・在学していますか。(1つ選んでください。)

「吹田市に住んでいる」が77.9%と最も高く、次いで「吹田市に住んでいないが、吹田市の大学に通っている」が8.2%の順となっています。



Q3-2. Q3-1で「2 吹田市に住んでいないが、吹田市で働いている」、「3 吹田市に住んでいないが、吹田市の大学に通っている」、「4 その他」と答えた人にお聞きします。あなたはどこに住んでいますか。(1つ選んでください。)

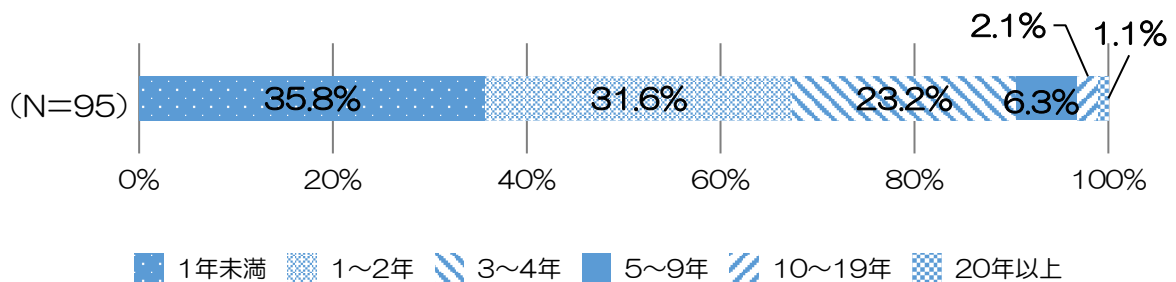
「その他」が48.1%と最も高く、次いで「豊中市に住んでいる」が33.3%、「箕面市に住んでいる」が11.1%の順となっています。



Q4. Q3-1で「1 吹田市に住んでいる」と答えた人にお聞きします。

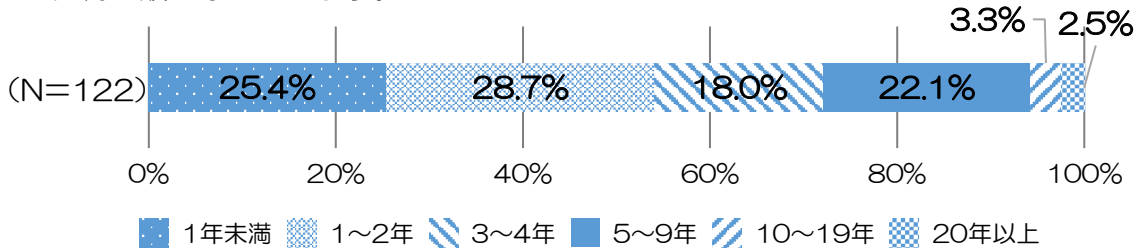
吹田市にこれまで合わせて何年住んでいますか。(1つ選んでください)

「1年未満」が35.8%と最も高く、次いで「1~2年」が31.6%、「3~4年」が23.2%の順となっています。



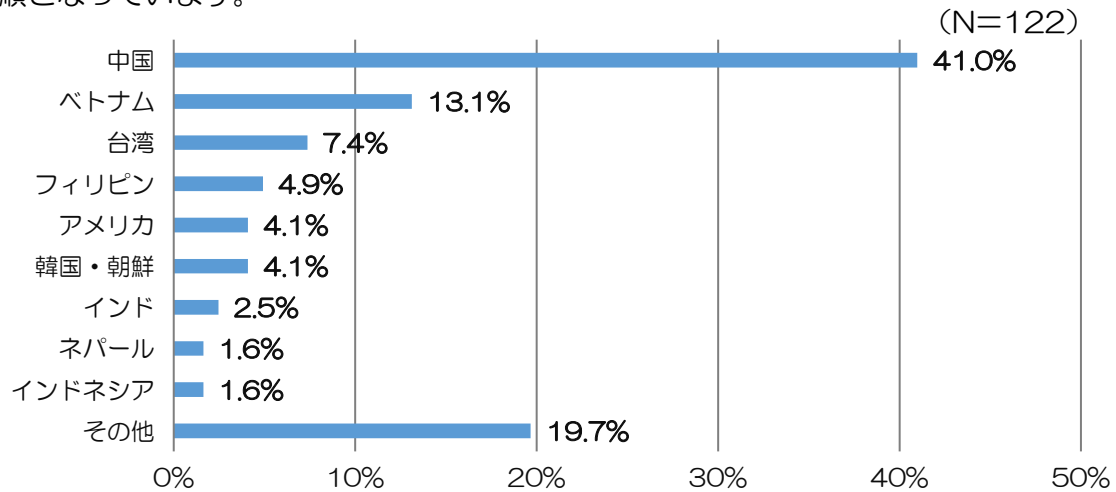
**Q5. 日本にこれまで合わせて何年住んでいますか。(1つ選んでください)**

「1～2年」が28.7%と最も高く、次いで「1年未満」が25.4%、「5～9年」が22.1%の順となっています。



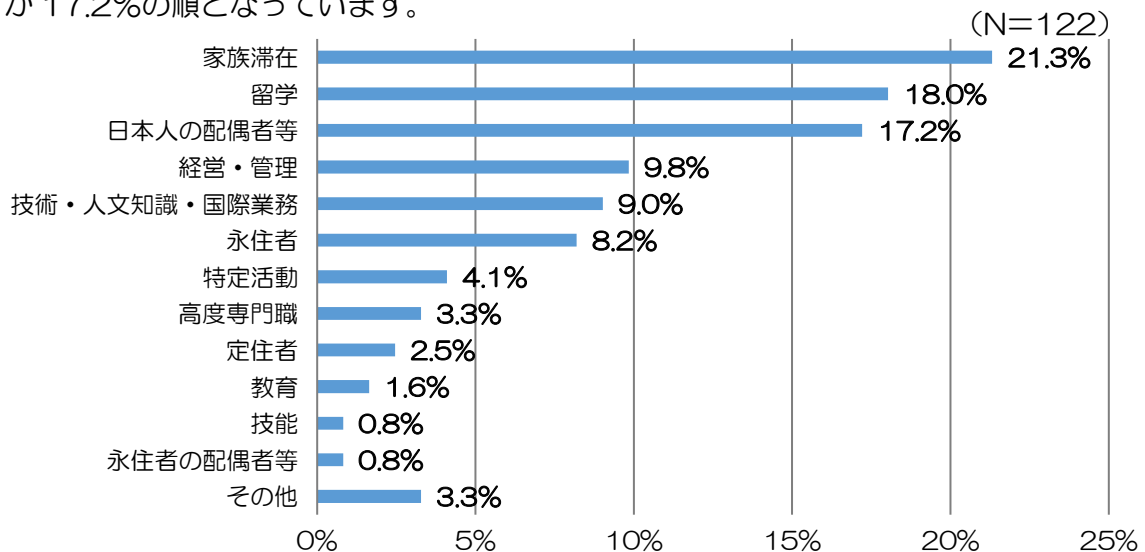
**Q6. 国籍・地域はどこですか。(1つ選んでください)**

「中国」が41.0%と最も高く、次いで「ベトナム」が13.1%、「台湾」が7.4%の順となっています。



**Q7. あなたの今の在留資格は、次のどれですか。(1つ選んでください)**

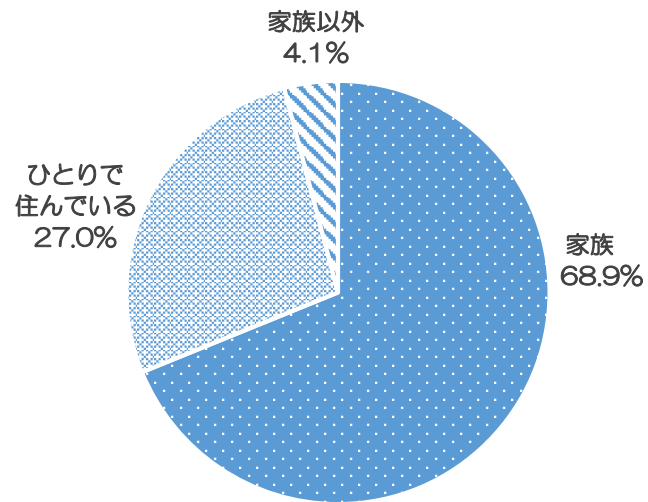
「家族滞在」が21.3%と最も高く、次いで「留学」が18.0%、「日本人の配偶者等」が17.2%の順となっています。



Q8. だれと一緒に住んでいますか。(1つ選んでください)

「家族」が68.9%と最も高く、次いで「ひとりで住んでいる」が27.0%、「家族以外」が4.1%となっています。

(N=122)

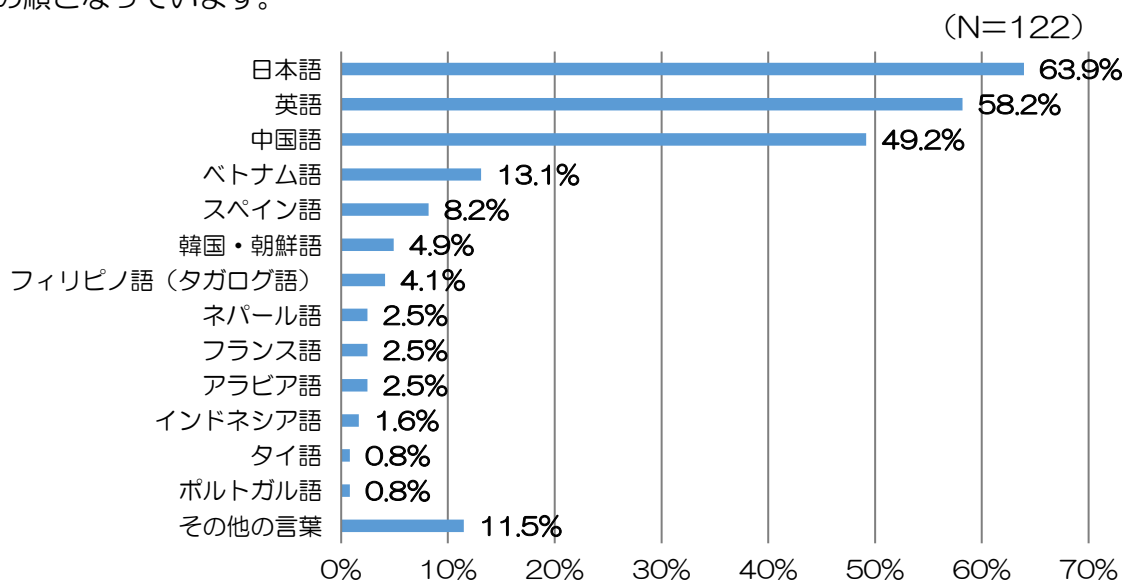




## 2 ことばについて

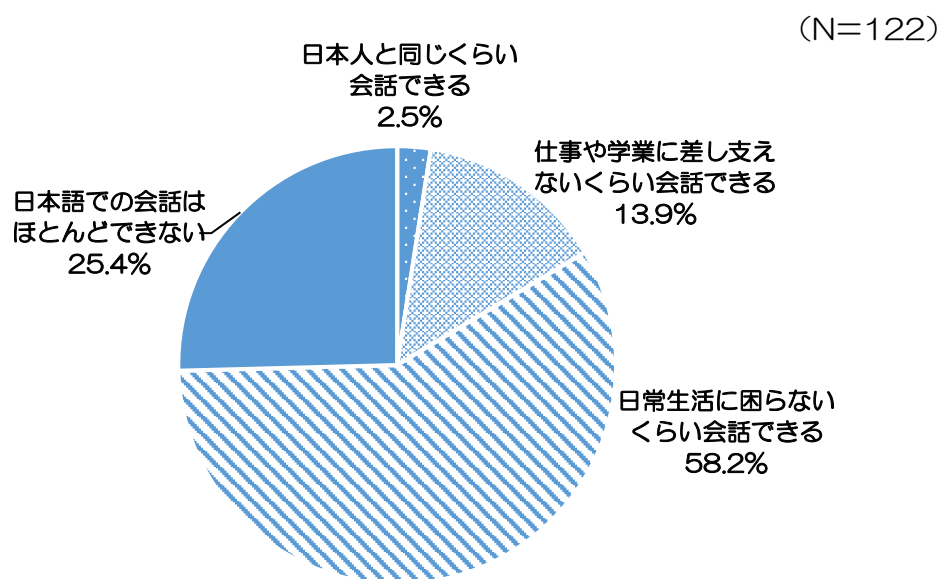
Q9. あなたが使える言葉は何ですか。(いくつでも選んでください)

「日本語」が63.9%と最も高く、次いで「英語」が58.2%、「中国語」が49.2%の順となっています。



Q10. あなたは日本語でどのくらい会話ができますか。(1つ選んでください)

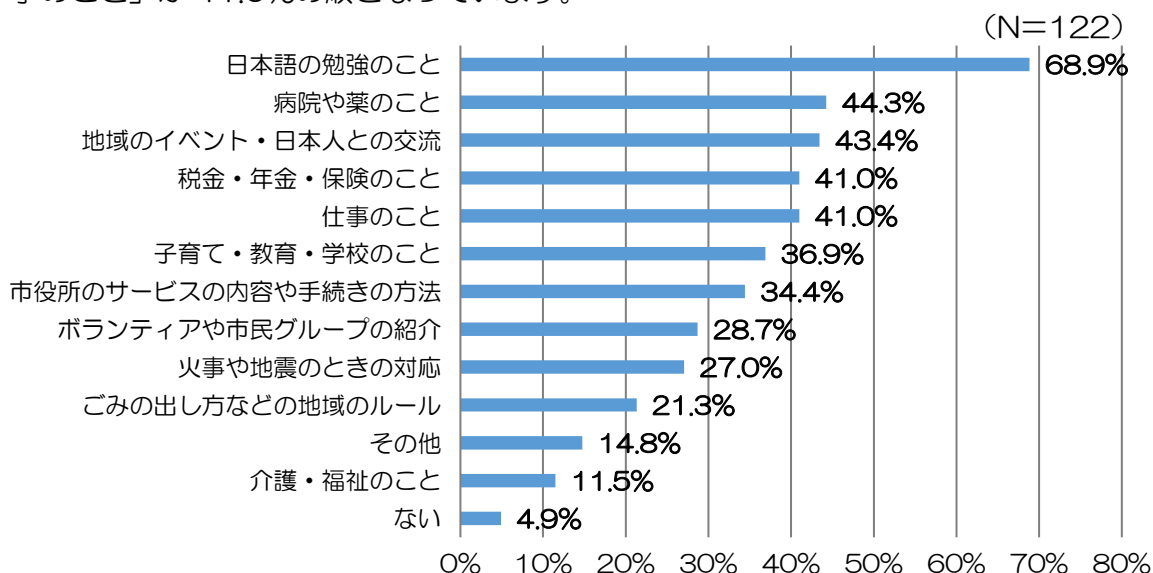
70%以上の方が「日本人と同じくらい会話できる」、「仕事や学業に差し支えないくらい会話できる」、「日常生活に困らないくらい会話ができる」と回答しています。



### 3 情報の入手方法について

Q11. ふだんの生活で、どんな情報が必要ですか。(いくつでも選んでください)

「日本語の勉強のこと」が68.9%と最も高く、次いで「病院や薬のこと」が44.3%、「地域のイベント・日本人との交流」が43.4%、「税金・年金・保険のこと」及び「仕事のこと」が41.0%の順となっています。



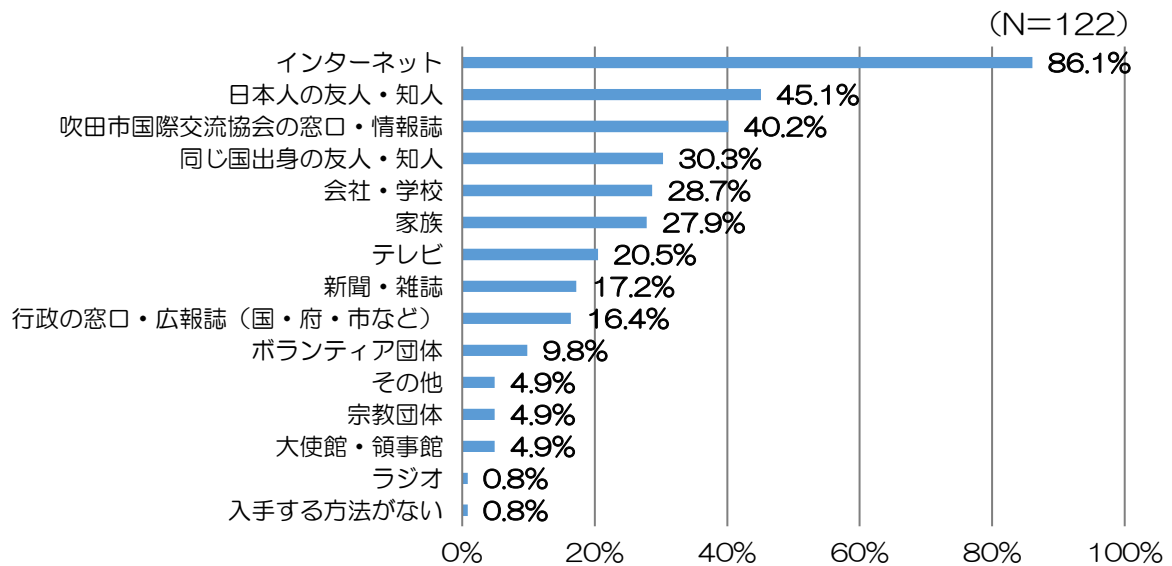
#### 【日本在住歴別】

日本在住歴 10 年未満では、「日本語の勉強のこと」が最も高く、特に1年未満が83.9%となっています。10～19年では「病院や薬のこと」、20年以上では「ない」が最も高くなっています。

	回答者数 (N)	仕事のこと	税金・年金・保険のこと	子育て・教育・学校のこと	病院や薬のこと	介護・福祉のこと	ごみの出し方などの地域のルール	市役所のサービスの内容や手続きの方法	日本語の勉強のこと	火事や地震のときの対応	地域のイベント・日本人との交流	ボランティアや市民グループの紹介	その他	ない
		%												
合計	122	41.0	41.0	36.9	44.3	11.5	21.3	34.4	68.9	27.0	43.4	28.7	14.8	4.9
1年未満	31	29.0	32.3	29.0	35.5	6.5	29.0	35.5	83.9	35.5	48.4	32.3	29.0	3.2
1～2年	35	51.4	45.7	42.9	34.3	17.1	25.7	37.1	65.7	25.7	45.7	34.3	11.4	0.0
3～4年	22	45.5	36.4	31.8	45.5	4.5	9.1	22.7	63.6	31.8	31.8	22.7	0.0	13.6
5～9年	27	44.4	55.6	48.1	66.7	18.5	18.5	44.4	70.4	18.5	55.6	25.9	14.8	0.0
10～19年	4	25.0	25.0	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0
20年以上	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7

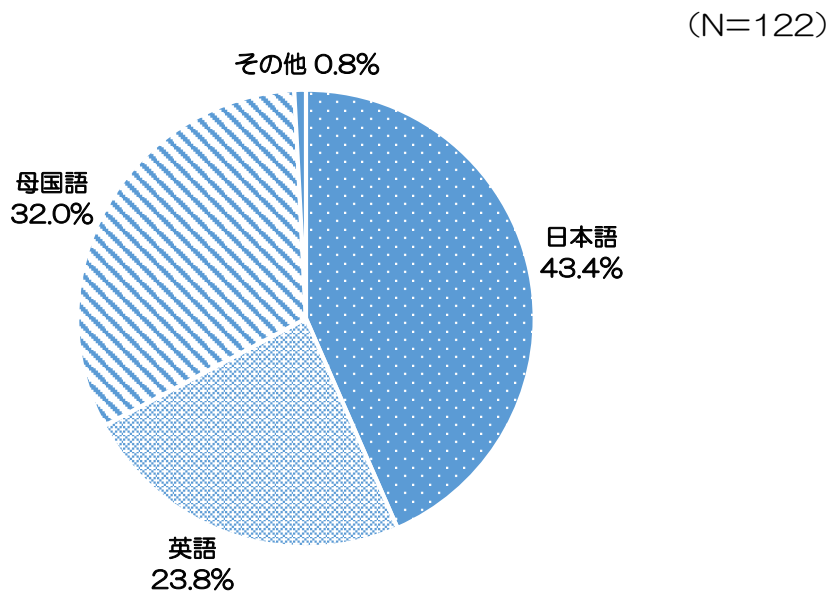
Q12. あなたは生活に必要な情報をどのようにして入手していますか。(いくつでも選んでください)

「インターネット」が86.1%と最も高く、次いで「日本人の友人・知人」が45.1%、「吹田市国際交流協会の窓口・情報誌」が40.2%の順となっています。



Q13. あなたは生活に必要な情報を主にどの言語で入手していますか。(1つ選んでください)

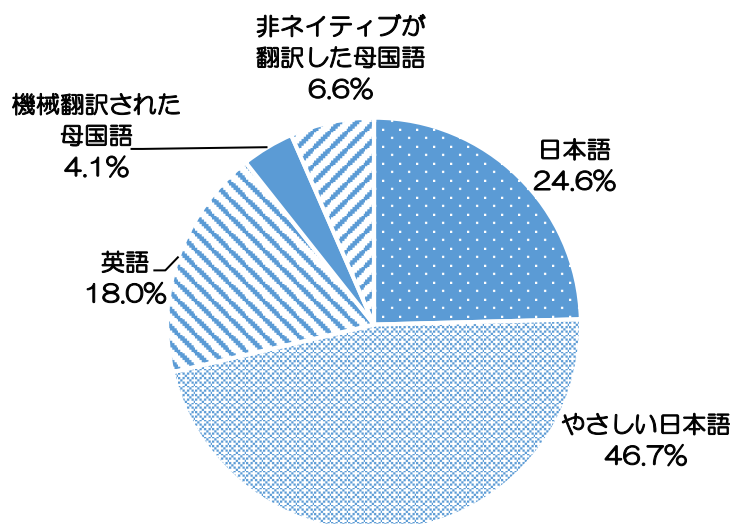
「日本語」が43.4%と最も高く、次いで「母国語」が32.0%、「英語」が23.8%の順となっています。



Q14. 以下の言語のうち、どの言語での情報発信を希望しますか。

70%以上が、「日本語」及び「やさしい日本語」と回答しています。

(N=122)



【日本在住歴別】

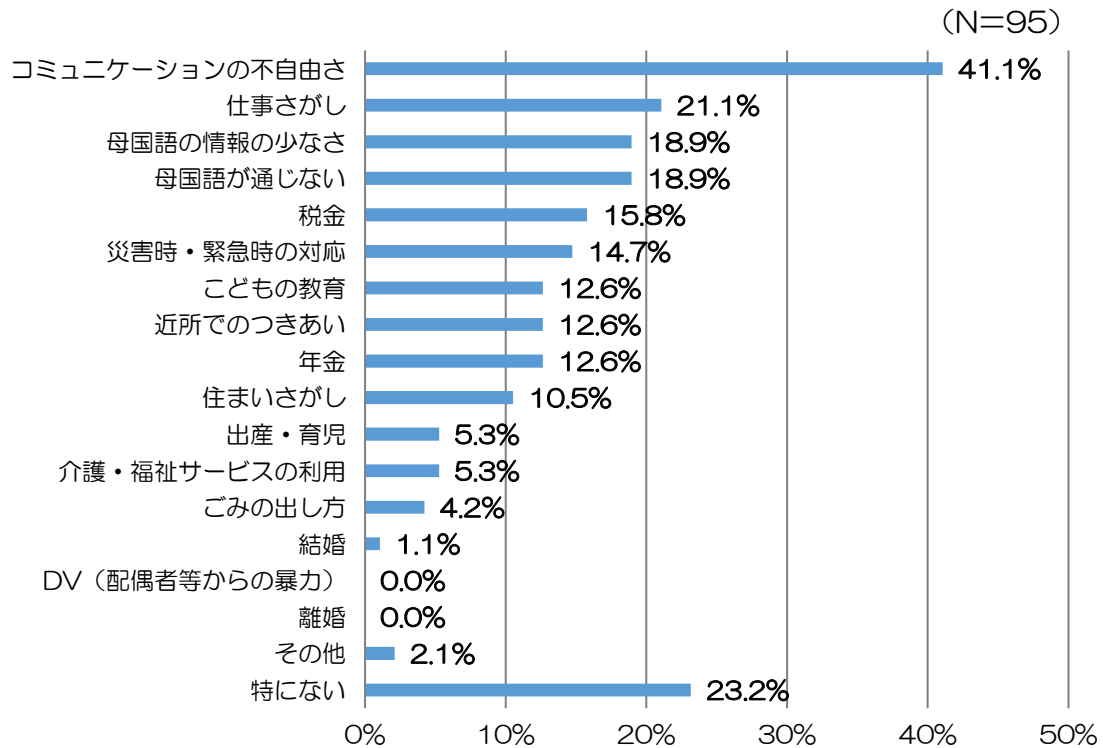
日本在住歴に関わらず、「やさしい日本語」での情報発信の希望が最も高くなっています。

	回答者数 (N)	日本語	やさしい日本語	英語	機械翻訳された母国語	非ネイティブが翻訳した母国語
		%				
合計	122	24.6	46.7	18.0	4.1	6.6
1年未満	31	19.4	54.8	12.9	9.7	3.2
1~2年	35	22.9	48.6	20.0	2.9	5.7
3~4年	22	18.2	36.4	22.7	4.5	18.2
5~9年	27	33.3	40.7	22.2	0.0	3.7
10~19年	4	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
20年以上	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0

#### 4 地域での暮らしについて

Q15. あなたは吹田市での生活で、困っていることや心配なことはありますか。(いくつでも選んでください)

「コミュニケーションの不自由さ」が41.1%と最も高く、次いで「特にない」が23.2%、「仕事さがし」が21.1%の順となっています。



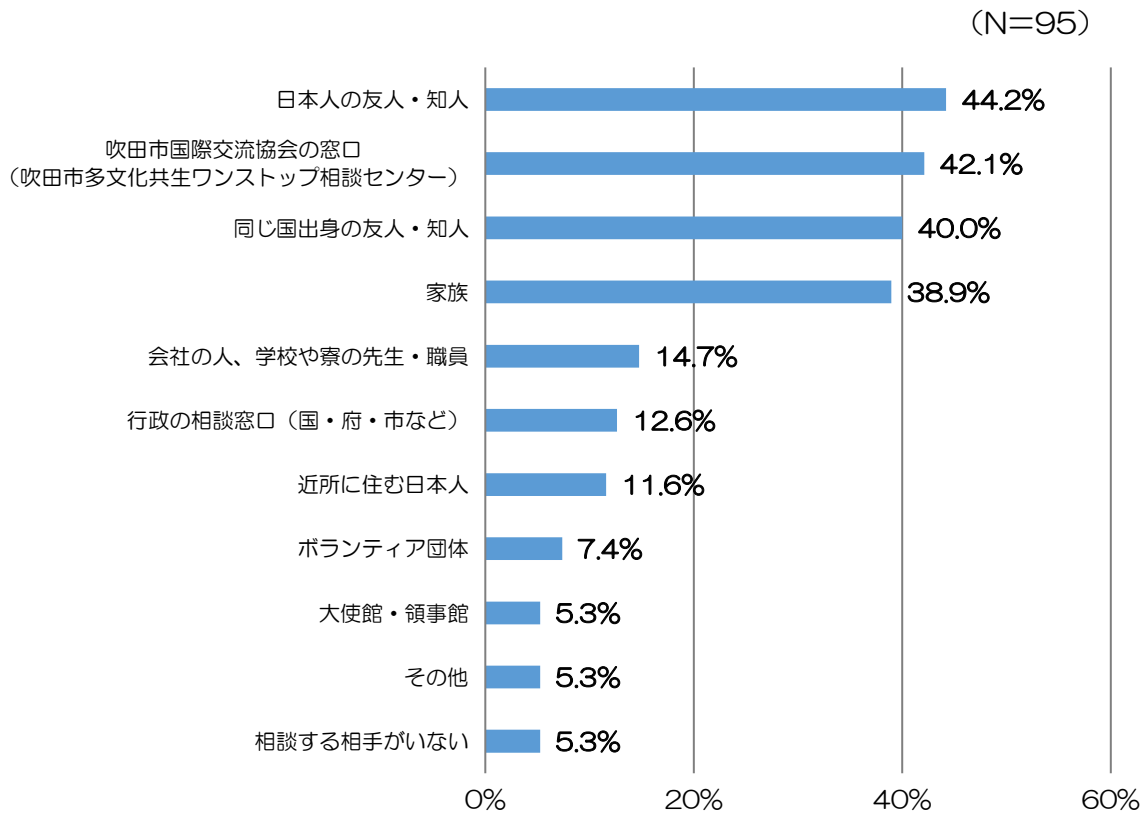
#### 【日本在住歴別】

日本在住歴5年未満では「コミュニケーションの不自由さ」が最も高くなっています。

	回答者数 (N)	コミュニケーションの不自由さ	母国語が通じない	母国語の情報の少なさ	住まいさがし	税金	年金	介護・福祉サービスの利用	出産・育児	こどもの教育	ごみの出し方	結婚	離婚	DV（配偶者等からの暴力）	仕事さがし	災害時・緊急時の対応	近所でのつきあい	その他	特にない
		%																	
合計	95	41.1	18.9	18.9	10.5	15.8	12.6	5.3	5.3	12.6	4.2	1.1	0.0	0.0	21.1	14.7	12.6	2.1	23.2
1年未満	27	55.6	22.2	22.2	11.1	11.1	7.4	3.7	7.4	11.1	3.7	0.0	0.0	0.0	29.6	14.8	11.1	0.0	18.5
1～2年	29	41.4	27.6	24.1	13.8	13.8	10.3	6.9	3.4	17.2	3.4	0.0	0.0	0.0	20.7	17.2	13.8	0.0	17.2
3～4年	18	38.9	5.6	11.1	5.6	11.1	5.6	0.0	5.6	16.7	5.6	0.0	0.0	0.0	27.8	16.7	11.1	0.0	27.8
5～9年	17	29.4	17.6	17.6	11.8	35.3	35.3	11.8	5.9	5.9	5.9	5.9	0.0	0.0	5.9	11.8	11.8	11.8	23.5
10～19年	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
20年以上	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

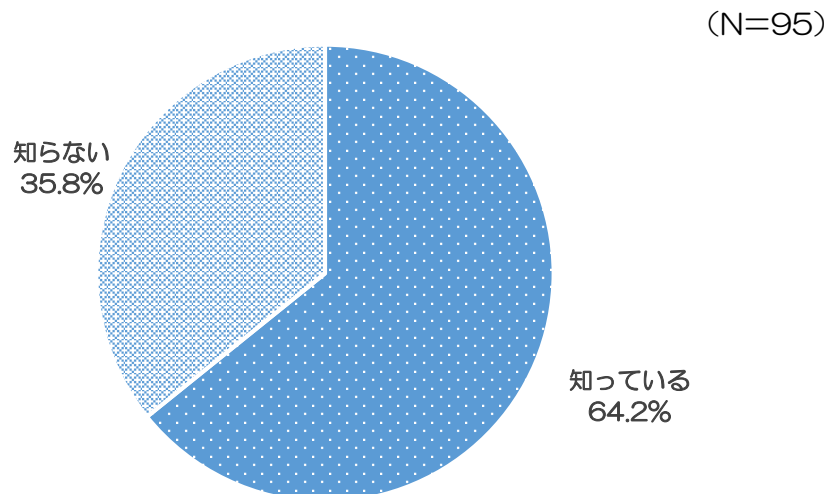
Q16. あなたは吹田市での生活で、困っていることや心配なことがあったときはどこに相談しますか。(いくつでも選んでください)

「日本人の友人・知人」が44.2%と最も高く、次いで「吹田市国際交流協会の窓口（吹田市多文化共生ワンストップ相談センター）」が42.1%、「同じ国出身の友人・知人」が40.0%の順となっています。



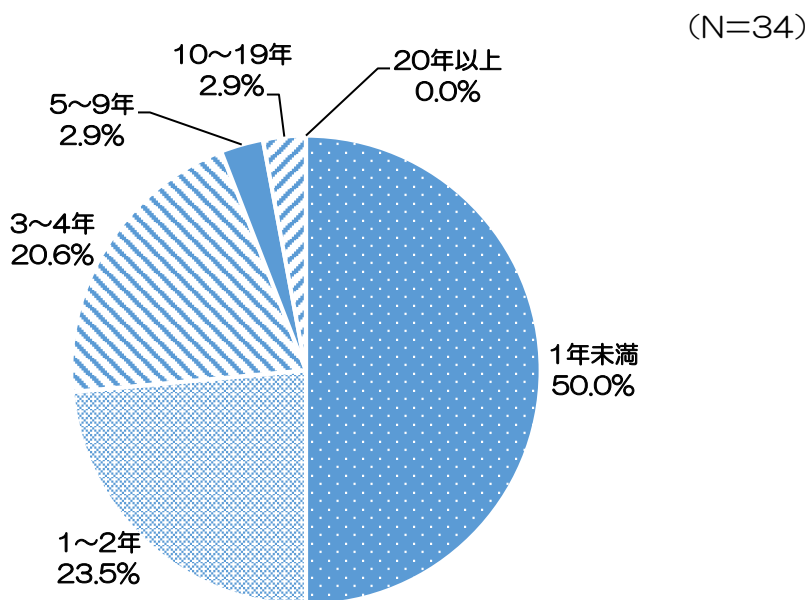
Q17. あなたは、地震や台風などの災害がおきたときに、どこに逃げたらいいか（＝避難場所）を知っていますか。（1つ選んでください）

「知っている」が64.2%、「知らない」が35.8%となっています。



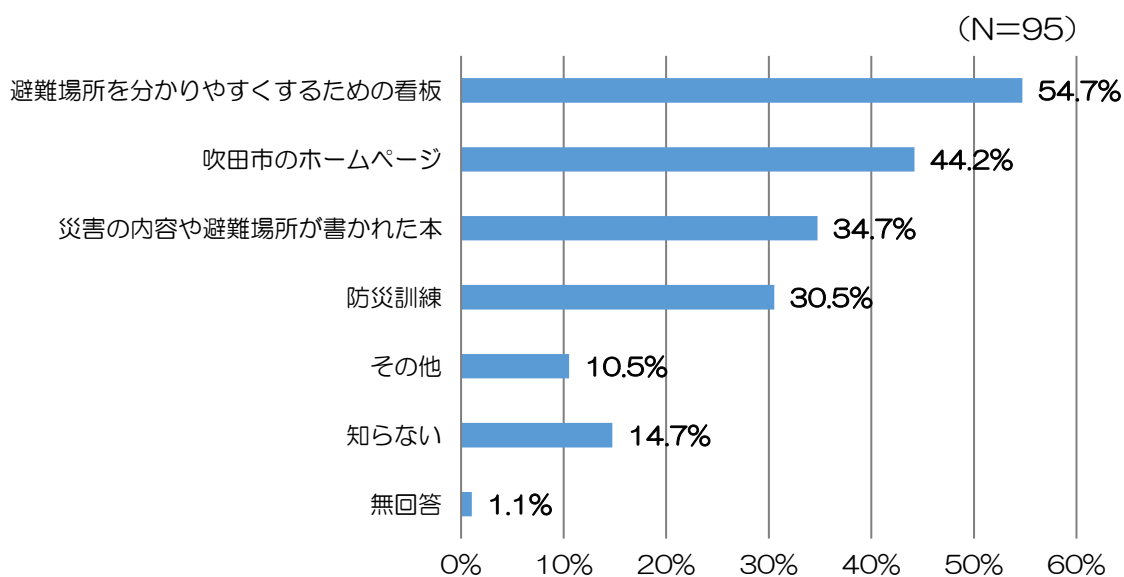
【吹田市在住歴別】

避難場所を「知らない」と答えた人を吹田市在住歴別でみると、「1年未満」が50.0%と最も高く、次いで「1～2年」が23.5%の順となっています。



Q18. あなたは、避難場所を知るための、次のような役立つものがあることを知っていますか。(いくつでも選んでください)

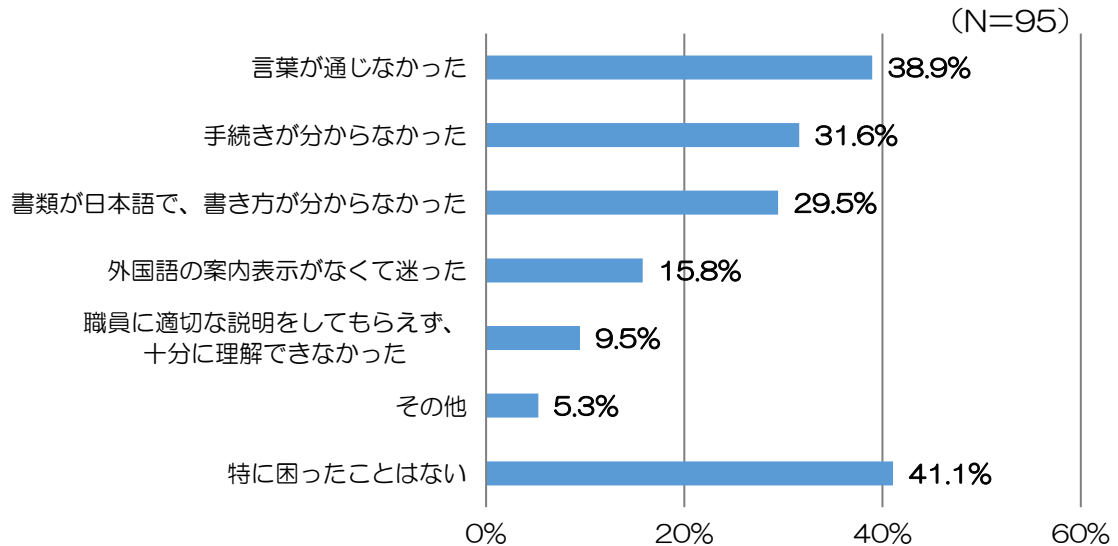
「避難場所を分かりやすくするための看板」が54.7%と最も高く、次いで「吹田市のホームページ」が44.2%の順となっています。



## 5 外国人支援サービスについて

Q19. あなたは市役所などの行政窓口で、困ったことはありますか。(いくつでも選んでください)

「特に困ったことはない」が41.4%と最も高く、次いで「言葉が通じなかった」が38.9%、「手続きが分からなかった」が31.6%の順となっています。



### 【日本在住歴別】

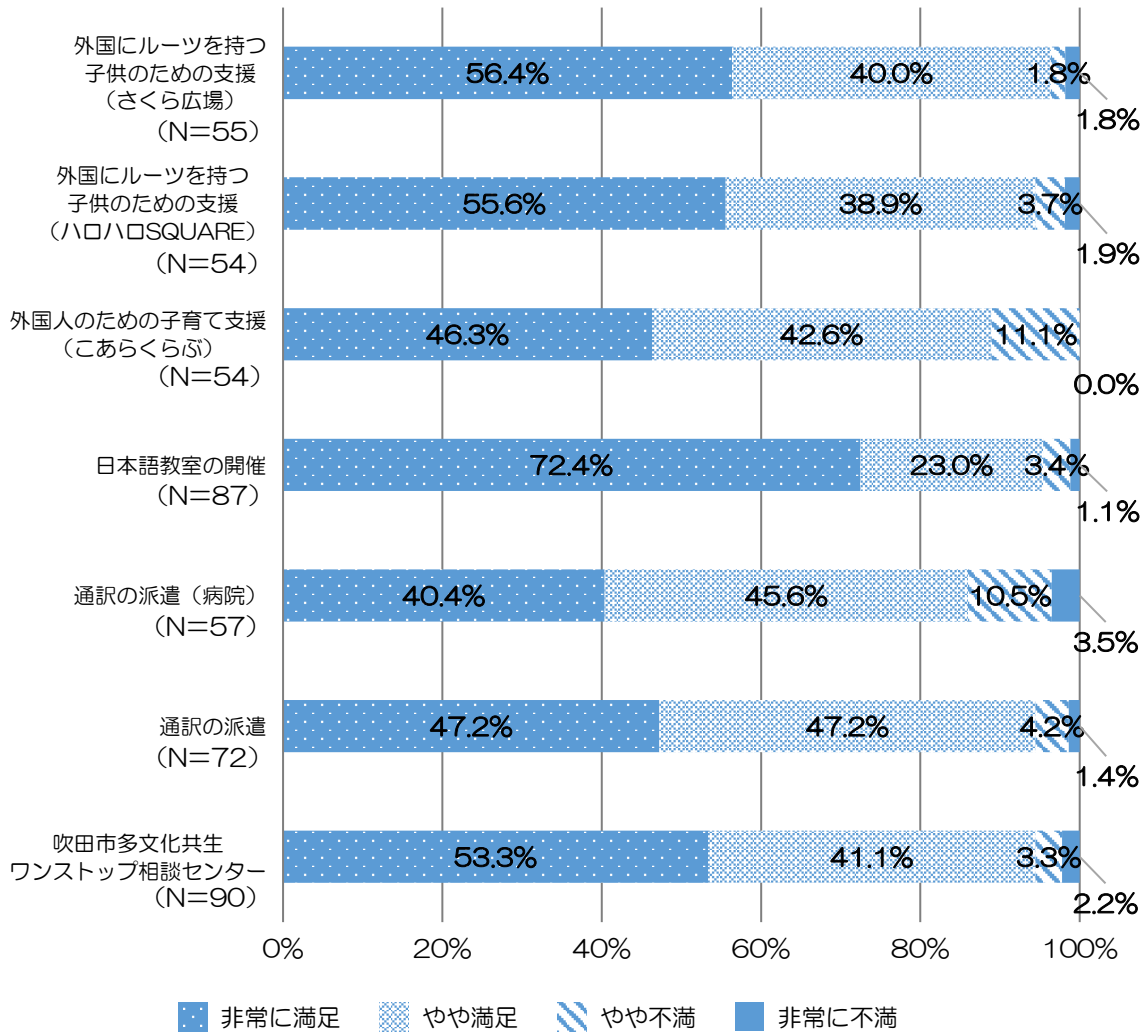
日本在住歴5年以上の人の50%以上が「書類が日本語で、書き方が分からなかった」、「言葉が通じなかった」、「手続きが分からなかった」と回答しています。

	回答者数 (N)	外国語の案内表示がなくて迷った	言葉が通じなかった	手続きが分からなかった	書類が日本語で、書き方が分からなかった	職員に適切な説明をしてもらえず、十分に理解できなかった	その他	特に困ったことはない
合計	95	15.8	38.9	31.6	29.5	9.5	5.3	41.1
1年未満	27	7.4	48.1	40.7	25.9	0.0	3.7	22.2
1~2年	29	13.8	31.0	27.6	27.6	10.3	3.4	44.8
3~4年	18	11.1	27.8	5.6	11.1	5.6	5.6	61.1
5~9年	17	41.2	58.8	58.8	64.7	29.4	11.8	29.4
10~19年	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
20年以上	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0



Q20. 吹田市役所、吹田市国際交流協会で提供している外国人支援サービスを利用したことがある人にお聞きします。あなたは利用したサービスに満足していますか。利用したことがあるサービスだけ回答してください。(A~G それぞれについて、1~4の中から1つ選んでください)

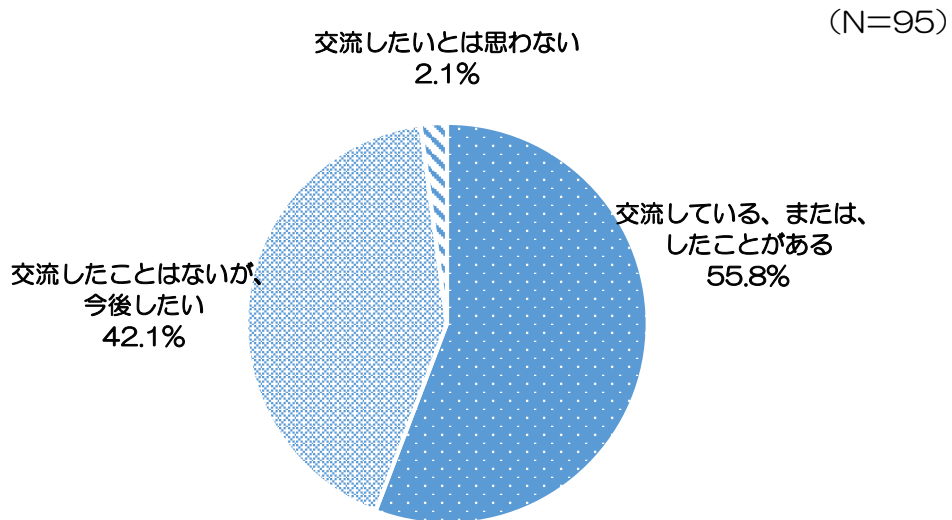
いずれのサービスも86%以上の方が「非常に満足」及び「やや満足」と回答しています。特に、「日本語教室の実施」は「非常に満足」が72.4%を占めています。



## 6 多文化共生について

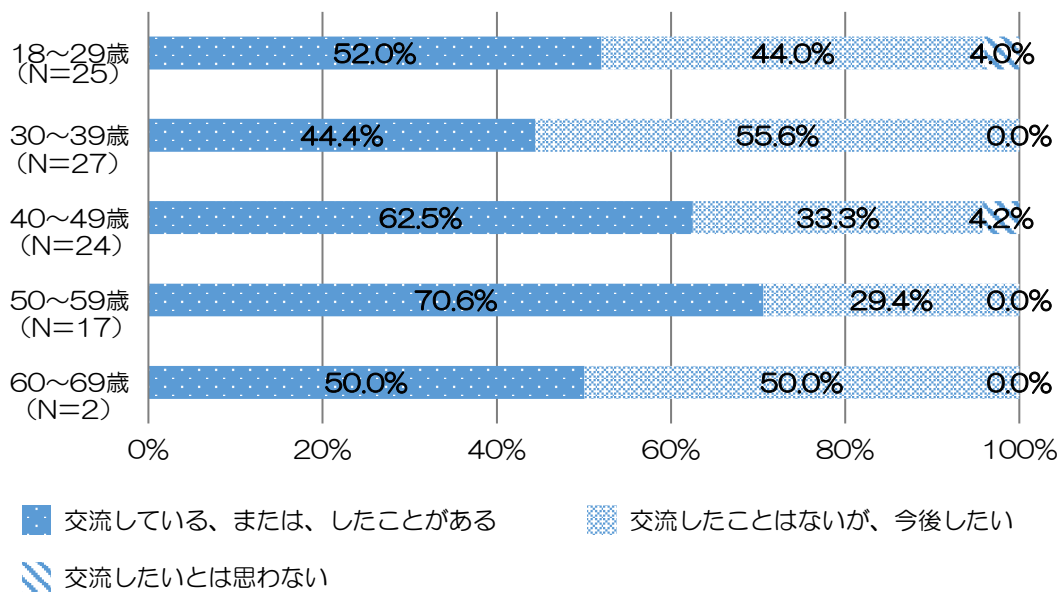
Q21. あなたは、日本人と積極的に交流（イベントの参加など）したいと思いますか。  
（1つ選んでください）

97.9%の人が「交流している、または、したことがある」及び「交流したことはないが、今後したい」と回答しています。



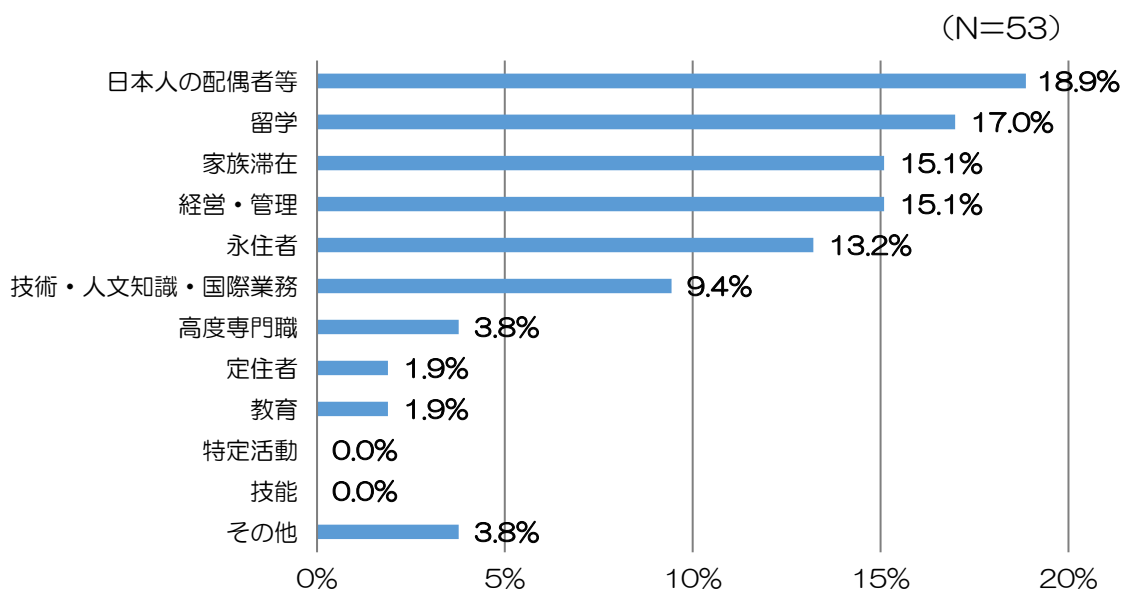
### 【年齢区分別】

30～39歳を除く全ての年齢区分において、日本人と積極的に「交流している、または、したことがある」と回答した割合が50%以上となっています。



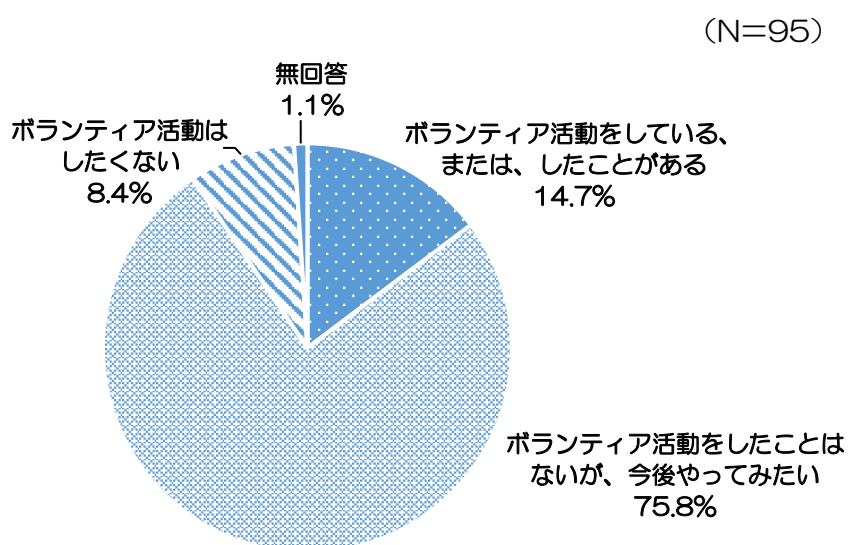
【在留資格別】

日本人と積極的に「交流している、または、したことがある」と回答した人の在留資格をみると、「日本人の配偶者等」が18.9%と最も高く、次いで「留学」が17.0%の順となっています。



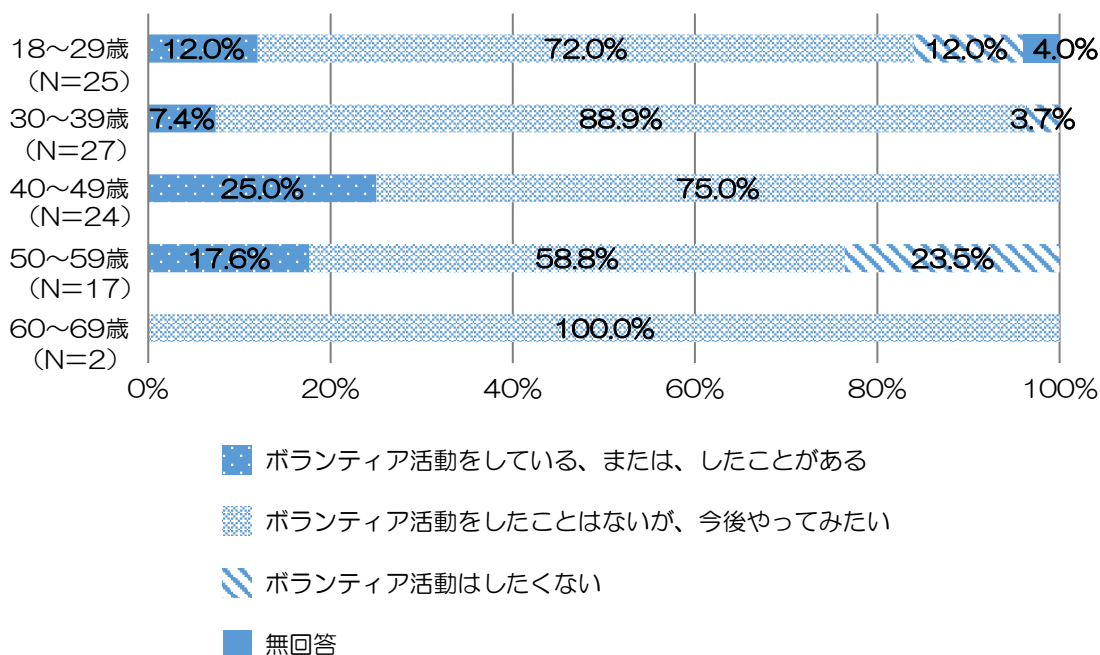
Q22. あなたはボランティア活動（通訳や地域での清掃活動など）をしたことがありますか。また、今後してみたいと思いますか。（1つ選んでください）

90.5%の人が「ボランティア活動をしている、または、したことがある」及び「ボランティア活動をしたことはないが、今後やってみたい」と回答しています。



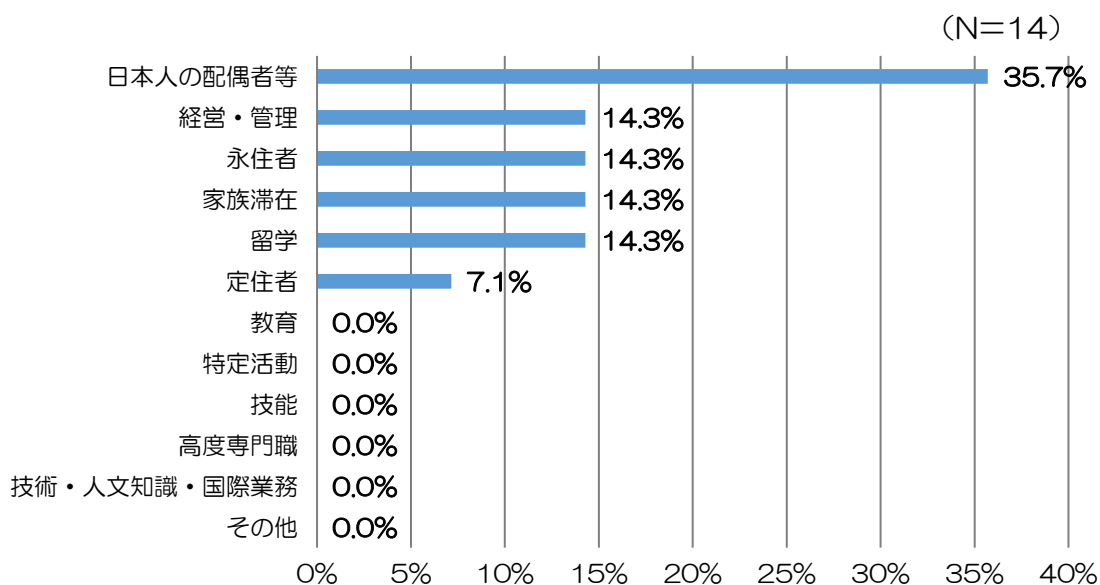
### 【年齢区分別】

全ての年齢区分において「ボランティア活動をしている、または、したことがある」及び「ボランティア活動をしたことはないが、今後やってみたい」と回答した割合が70%以上となっています。



### 【在留資格別】

「ボランティア活動をしている、または、したことがある」と回答した人の在留資格をみると、「日本人の配偶者等」が35.7%と最も高く、次いで「経営・管理」、「永住者」、「家族滞在」、「留学」が14.3%の順となっています。



## 2 吹田市多文化共生推進アドバイザー会議設置要領

(目的)

第1条 本市の多文化共生のまちづくりに資する吹田市多文化共生推進指針（以下「指針」という。）に基づき多文化共生にかかる施策を推進するにあたり、施策等の進捗状況等について情報を共有し、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市多文化共生推進アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(意見の聴取等)

第2条 会議において情報を共有し意見等を聴取する事項は、吹田市の多文化共生推進に関する事項とする。

(構成)

第3条 会議は、委員5名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 吹田商工会議所が推薦する者 1名
- (3) 公益財団法人吹田市国際交流協会が推薦する者 1名
- (4) 多文化共生に関わる活動を行う者 1名

3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の構成及び運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

【吹田市多文化共生推進アドバイザー会議委員名簿】

令和5年（2023年）7月1日現在

（敬称略）

構成区分	委員氏名	役職
学識経験者	池田 佳子	関西大学国際部 教授
学識経験者	竹村 景子	大阪大学大学院人文学研究科 教授
吹田商工会議所推薦者	堀田 裕二	アスカ法律事務所 弁護士
公益財団法人吹田市 国際交流協会推薦者	土井 佳彦	NPO 法人多文化共生マネージャー全国協議会 代表理事
多文化共生に関わる 活動を行う者	夏目 麻央	山口崇法律事務所 弁護士

### 3 吹田市多文化共生推進庁内連携会議設置要領

#### (設置)

第1条 この要領は、本市の多文化共生のまちづくりに資する吹田市多文化共生推進指針（以下「指針」という。）に基づき多文化共生にかかる施策を推進するにあたり、庁内における連絡調整を図り、必要な事務を総合的かつ効果的に実施するため、吹田市多文化共生推進庁内連携会議（以下、「庁内会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 庁内会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 多文化共生に関する計画の策定・推進・評価に関すること。
- (2) 多文化共生を目的とした関係室課の情報交換、情報共有及び連携に関すること。
- (3) その他多文化共生の推進に関すること。

#### (組織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は文化スポーツ推進室長をもって充てる。
- 3 副会長は部会長が指名する。
- 4 委員は、別表1に掲げる関連部局から推薦された課長級以上の職にある者をもって構成する。

#### (職務)

第4条 会長は、会議の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。
- 3 委員は、会長又は副会長の命を受け、会議の事務に従事する。

#### (庁内会議)

第5条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (作業部会)

第6条 庁内会議の所掌事務の調査研究等をするため、必要があるときは作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属する構成員は、庁内会議の会長が指名する。
- 3 作業部会に座長及び副座長を置き、それぞれ庁内会議の会長が指名する。

- 4 座長は、作業部会の会務を掌理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長がその議長となる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、庁内会議の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

別表1 (第3条第4項関係)

危機管理室
市民課
人権政策室
文化スポーツ推進室
子育て政策室
保育幼稚園室
福祉総務室
高齢福祉室
成人保健課
母子保健課
都市計画室
学務課
学校教育室
放課後子ども育成室



## 4 在留資格一覧

出入国在留管理庁ホームページより抜粋（令和6年（2024年）3月現在）。

一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	該当例
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外交活動の期間	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	5年、3年、1年又は3月	大学教授等
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年又は3月	作曲家、画家、著述家等
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	5年、3年、1年又は3月	外国の報道機関の記者、カメラマン

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動		在留期間	該当例
<p style="text-align: center;">高度 専門職 1号</p>	<p>高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハマ</p>	<p>イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動</p>	<p>5年</p>	<p>ポイント制による高度人材</p>
	<p>でのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することができる見込まれるもの</p>	<p>ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>		
		<p>ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p>		
<p style="text-align: center;">高度 専門職 2号</p>	<p>1号に掲げる活動を行った者であつ</p>	<p>イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p>	<p>無期限</p>	<p>ポイント制による高度人材</p>

	て、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動	<input type="checkbox"/> 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 <input type="checkbox"/> 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 <input type="checkbox"/> 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授、芸術、宗教、報道の項に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、興行、技能、特定技能2号の項に掲げる活動（2号イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）		
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	企業等の経営者・管理者	
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	弁護士、公認会計士等	
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	5年、3年、1年又は3月	医師、歯科医師、看護師	
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年又は3月	政府関係機関や私企業等の研究者	

教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	5年、3年、1年 又は3月	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・ 人文知識・ 国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、この表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。）	5年、3年、1年 又は3月	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	5年、3年、1年 又は3月	外国の事業所からの転勤者
介護	本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動	5年、3年、1年 又は3月	介護福祉士
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	3年、1年、6 月、3月又は3 0日	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	5年、3年、1年 又は3月	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

特定技能 1号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（入管法第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人
特定技能 2号	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年、1年又は6月	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人
技能実習 1号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	技能実習生
技能実習 2号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動 ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第二号団体監理型技能実習	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）	技能実習生

	に係るものに限る。)に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		
技能実習 3号	イ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動	法務大臣が個々に指定する期間（2年を超えない範囲）	技能実習生
	ロ 技能実習法上の認定を受けた技能実習計画（第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動		

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	該当例
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	3年、1年、6月又は3月	日本文化の研究者等
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	観光客、会議参加者等

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	該当例
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受け	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒

	る活動		
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（二の表の技能実習1号、この表の留学の項に掲げる活動を除く。）	1年、6月又は3月	研修生
家族滞在	一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	在留外国人が扶養する配偶者・子

#### 五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	該当例
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等

#### 入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間	該当例
永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	5年、3年、1年又は6月	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	5年、3年、1年又は6月	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子

<p>定住者</p>	<p>法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者</p>	<p>5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）</p>	<p>第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等</p>
------------	--	---	-----------------------------